

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月27日
【発行者名】	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木 桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファースト スクエア
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【電話番号】	03-5293-3667
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル・アンブレラ UBS BRIC / UBSコモディティ / UBSフード（豪ドル連動型） / UBS原油（WTI先物指数連動型） / UBSマネー
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンド上限5,500億円
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### （1）【ファンドの名称】

グローバル・アンブレラ UBS BRIC

（「UBS BRIC」と称する場合があります。）

グローバル・アンブレラ UBSコモディティ

（「UBSコモディティ」と称する場合があります。）

グローバル・アンブレラ UBSフード（豪ドル連動型）

（「UBSフード（豪ドル連動型）」と称する場合があります。）

グローバル・アンブレラ UBS原油（WTI先物指数連動型）

（「UBS原油（WTI先物指数連動型）」または「UBS原油」と称する場合があります。）

グローバル・アンブレラ UBSマネー

（「UBSマネー」と称する場合があります。）

（また、各ファンドもしくは複数のファンドを「ファンド」または「グローバル・アンブレラ」という場合があります。）

### （2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社」、「委託会社」または「委託者」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド上限5,500億円

なお、上記金額には申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

委託会社または委託会社の関係会社は、当初設定および運用に必要な最低限の資金のために、ファンドの買付を行うことがあります。

### （4）【発行（売出）価格】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初元本1口＝1円）

基準価額 については、後記「（8）申込取扱場所」に記載する委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関（以下「販売会社」といいます。）もしくは後記照会先までお問い合わせください。

「基準価額」とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

### （5）【申込手数料】

買付申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.00%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細は、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

1円単位または1口単位を最低単位とし、販売会社が定める単位とします。申込単位の詳細は販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(7) 【申込期間】

平成27年2月28日から平成27年9月4日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

「UBSマネー」の取得申込はスイッチングによる場合のみとします。

スイッチングとは、「グローバル・アンブレラ」を構成する各ファンドの受益者が、保有する当該ファンドの売却代金または一部解約代金をもって、その支払いを行った販売会社で、他の構成ファンドの取得申込を行うことをいいます。

ただし、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、取得申込の受付は行いません。なお、「UBS BRIC」は、この他にサンパウロ証券取引所、ロシア証券取引所、ボンベイ証券取引所もしくは香港取引決済所の休業日と同日の場合にも取得申込の受付は行いません。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所の詳細は、後記照会先にお問い合わせください。

販売会社により取扱うファンドが異なる場合があります。

また、取扱店につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

買付申込者は、販売会社の定める期日までにお申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。各取得申込日の発行価額の総額は、各追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、前記「(8) 申込取扱場所」に記載する販売会社へお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

当ファンドは、収益分配金から税金を差引いた後、原則として無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく投資」専用となります。

「自動けいぞく投資」の買付申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契

約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。（以下同じ。）

お申込みは、原則として販売会社の営業日の午後3時までの受付を当日の受付分とします。ただし、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日を除きます。なお、「UBS BRIC」は、この他にサンパウロ証券取引所、ロシア証券取引所、ボンベイ証券取引所もしくは香港取引決済所の休業日を除きます。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日（上記のお申込みの受け付けを行わない日を除きます。）扱いとなります。

なお、「UBSマネー」の取得申込は、スイッチングによる場合のみとします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は取得申込の受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込を取消することがあります。

投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、取得申込の受付を制限する場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11） 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11） 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

[照会先]

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

##### <UBS BRIC>

ファンドは、株価指数であるMSCI BRICインデックス（円換算ベース）（注1）に概ね連動する投資成果を目指して運用を行います。

##### <UBSコモディティ>

ファンドは、世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI総合指数（円換算ベース）（注2）に概ね連動し、世界の商品市況を反映する投資成果を目指して運用を行います。

##### <UBSフード（豪ドル連動型）>

ファンドは、世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクター（豪ドルヘッジ、円換算ベース）（注3）に概ね連動し、世界の商品市況における食品関連セクターの動向を反映する投資成果を目指して運用を行います。

##### <UBS原油（WTI先物指数連動型）>

ファンドは、世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数（円換算ベース）（注4）に概ね連動し、WTI原油の先物指数動向を反映する投資成果を目指して運用を行います。

##### <UBSマネー>

ファンドは、安定した収益確保を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。

（注1）MSCI BRICインデックスを委託会社において円換算したものです。

（注2）UBSブルームバーグCMCI総合指数を委託会社において円換算したものです。

（注3）UBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクターを委託会社において豪ドルヘッジベースに計算したものを円換算したものです。また、「豪ドルヘッジ」とは、米ドル建てである原指数に、米ドル売り/豪ドル買いの為替取引の投資効果を加えたものをいいます。

（注4）UBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数を委託会社において円換算したものです。

#### 信託金限度額

各ファンド5,500億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

#### ファンドの基本的性格

UBS BRIC：

UBS BRICは、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型/海外/株式/インデックス型に属します。

以下、同協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

#### <商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足区分
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 特殊型

## 商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド。
	目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの
海外	組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする
株式	組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする
インデックス型	各種指数に連動する運用成果を目指す

## &lt; 属性区分表 &gt;

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型 中小型	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル（除く日本） 日本 北米	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファ ンズ	あり なし	日経225 TOPIX その他の指数（MSCI BRICインデックス （円換算ベース））
債券 一般 公債 社債 その他債券	（隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング			
不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式 一般）） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型					

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

## 属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
その他資産（投資信託証券（株式一般））（注）	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて主として株式（大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの）に投資するもの
年1回	年1回決算する
エマージング	組入資産による投資収益がエマージング地域（複数の新興成長国（地域））の資産を源泉とする
ファミリーファンド	親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資する
なし（為替ヘッジ）	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
その他の指数	連動する運用成果を目指す対象インデックス

（注）前記の商品分類表においては投資対象資産を「株式」としておりますが、当ファンドはファミリーファンド方式による投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産（投資信託証券）」としております。

## UBSコモディティ：

UBSコモディティは、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型 / 海外 / その他資産（商品先物） / インデックス型に属します。

以下、同協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

## &lt; 商品分類表 &gt;

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足区分
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（商品先物） 資産複合	インデックス型 特殊型

## 商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド。
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
海外	組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする
その他資産（商品先物）	組入資産による主たる投資収益が実質的に商品先物を源泉とする
インデックス型	各種指数に連動する運用成果を目指す

## &lt; 属性区分表 &gt;

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225
一般	年2回	(除く日本)	ファンド	なし	TOPIX
大型	年4回	日本	ファンド・		その他の指数(UBS
中小型	年6回	北米	オブ・ファ		ブルームバーグCMCI
債券	(隔月)	欧州	ンズ		総合指数(円換算
一般	年12回	アジア			ベース))
公債	(毎月)	オセアニア			
社債	日々	中南米			
その他債券	その他	アフリカ			
不動産投信		中近東			
その他資産		(中東)			
(投資信託証券(債券 其他債券))		エマージング			
資産複合					
資産配分固定型					
資産配分変更型					

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

## 属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
その他資産(投資信託証券(債券 其他債券)) (注)	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて主として公債または社債以外の債券に投資する
年1回	年1回決算する
グローバル(除く日本)	組入資産による投資収益が世界(除く日本)の資産を源泉とする
ファミリーファンド	親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資する
なし(為替ヘッジ)	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
その他の指数	連動する運用成果を目指す対象インデックス

(注) 前記の商品分類表においては投資対象資産を「その他資産(商品先物)」としておりますが、当ファンドはファミリーファンド方式による投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産(投資信託証券)」としております。

UBSフード(豪ドル連動型) :

UBSフード(豪ドル連動型)は、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型/海外/その他資産(商品先物)/インデックス型に属します。

以下、同協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示していません。

## &lt; 商品分類表 &gt;

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足区分
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（商品先物） 資産複合	インデックス型 特殊型

## 商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
海外	組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする
その他資産（商品先物）	組入資産による主たる投資収益が実質的に商品先物を源泉とする
インデックス型	各種指数に連動する運用成果を目指す

## &lt; 属性区分表 &gt;

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型 中小型 債券 一般 公債 社債 その他債券 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券 その他債券)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル(除 く日本) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファン ズ	あり なし	日経225 TOPIX その他の指数 (UBSブルーム バーグCMCI指数食 品関連セクター (豪ドルヘッジ、 円換算ベース))

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

## 属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
その他資産（投資信託証券（債券 その他債券））（注）	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて主として公債または社債以外の債券に投資する
年1回	年1回決算する
グローバル(除く日本)	組入資産による投資収益が世界(除く日本)の資産を源泉とする
ファミリーファンド	親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資する
なし(為替ヘッジ)	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

その他の指数	連動する運用成果を目指す対象インデックス
--------	----------------------

(注) 前記の商品分類表においては投資対象資産を「その他資産（商品先物）」としておりますが、当ファンドはファミリーファンド方式による投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産（投資信託証券）」としております。

UBS原油（WTI先物指数連動型）：

UBS原油（WTI先物指数連動型）は、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型 / 海外 / その他資産（商品先物） / インデックス型に属します。

以下、同協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

#### < 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足区分
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（商品先物） 資産複合	インデックス型 特殊型

#### 商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
海外	組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする
その他資産（商品先物）	組入資産による主たる投資収益が実質的に商品先物を源泉とする
インデックス型	各種指数に連動する運用成果を目指す

#### < 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル	あり	日経225
一般	年2回	日本	なし	TOPIX
大型	年4回	北米		その他の指数（UBS
中小型	年6回	欧州		ブルームバーグ
債券	(隔月)	アジア		CMCI指数WTI原油指
一般	年12回	オセアニア		数（円換算ベー
公債	(毎月)	中南米		ス）
社債	日々	アフリカ		
その他債券	その他	中近東 (中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### 属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの
----------------------------

債券 （注）	その他債券	公債または社債以外の債券に主として投資する
年1回		年1回決算する
北米		組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする
なし（為替ヘッジ）		為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
その他の指数		連動する運用成果を目指す対象インデックス

（注）前記の商品分類表においては投資対象資産を「その他資産（商品先物）」としておりますが、当ファンドは主として商品先物指数に価格が連動する性格を持つ債券に投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は「債券」としております。

UBS マネー：

UBS マネーは、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型 / 国内 / 債券に属します。

以下、同協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
国内	組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする
債券	組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする

## &lt; 属性区分表 &gt;

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
一般	年2回	日本
大型	年4回	北米
中小型	年6回	欧州
債券	(隔月)	アジア
一般	年12回	オセアニア
公債	(毎月)	中南米
社債	日々	アフリカ
その他債券	その他	中近東
不動産投信		(中東)
その他資産		エマージング
資産複合		
資産配分固定型		
資産配分変更型		

## 属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
債券 一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
年1回	年1回決算する
日本	組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする

上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については一般社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

ファンドの特色

1

株式またはコモディティを実質的な投資対象とした4つのファンドと、待機資金用のマネーファンドの計5つのファンドをご提供します。

販売会社により取扱うファンドが異なる場合があります。

ファンドは株式またはコモディティの主要指数に概ね連動した投資成果を目指します。

グローバル・アンブレラを構成する5つのファンドは：

「UBS BRIC」、「UBS コモディティ」、「UBS フード（豪ドル連動型）」、「UBS原油（WTI先物指数連動型）」、「UBS マネー」です。

## UBS BRIC

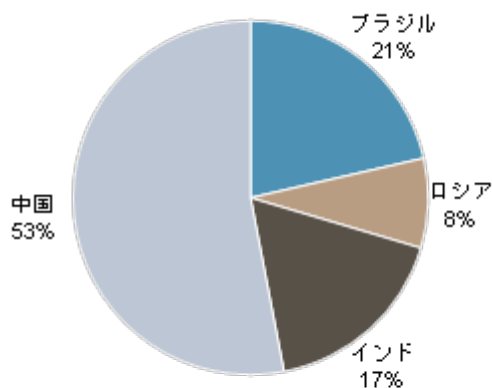
- ✓ 主としてMSCI BRIC インデックスに採用されているブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国の企業の株式を中心に実質的に投資を行います。
- ✓ ベンチマークは、MSCI BRIC インデックス（円換算ベース）とし、概ね連動させるように運用を行います。

### MSCI BRIC インデックスの特徴

- ✓ 相対的に高い成長が見込まれるBRIC諸国に鑑み、MSCI Inc.が公表している指数です。
- ✓ ブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国の企業を対象とし、株式時価総額に応じて構成されています。
- ✓ 4カ国を代表する企業の株式が組入上位を占めています。

MSCI BRICインデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数です。

### < 国別構成比率 >

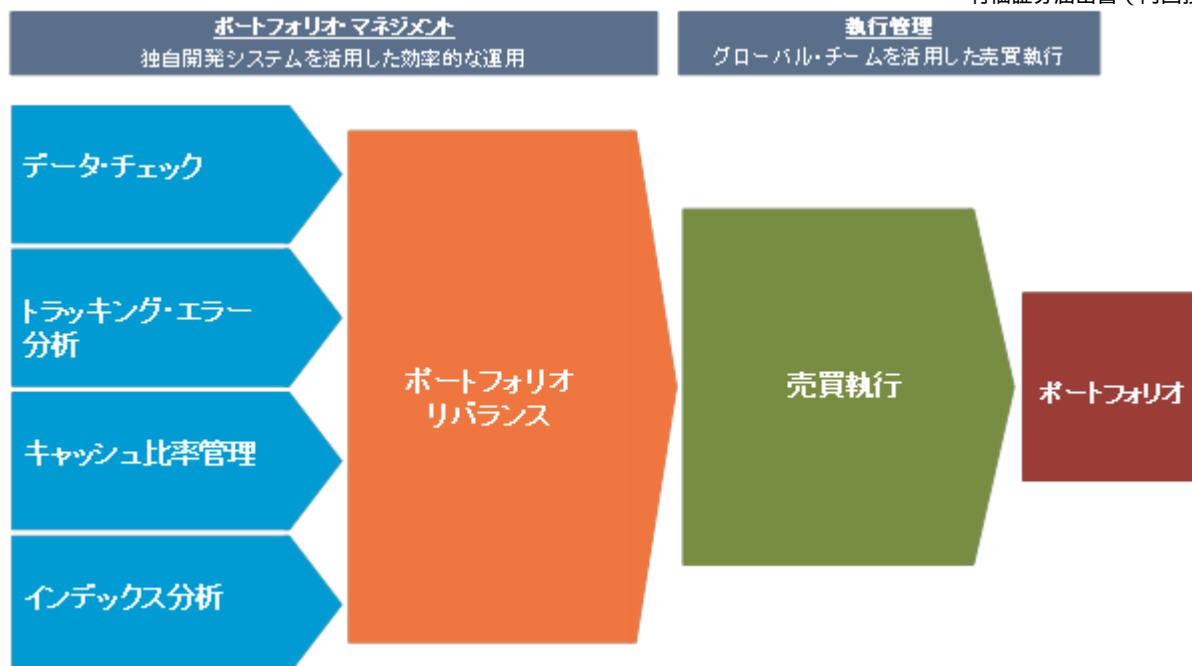


四捨五入により、構成比率の合計は100%とならない場合があります。  
出所：Factsetのデータをもとに当社作成。2014年12月30日現在

### MSCI BRICインデックス（円換算ベース） - 《ベンチマーク》

- ✓ ファンドのベンチマークであるMSCI BRICインデックス（円換算ベース）は、MSCI BRICインデックスを委託会社において円換算したものです。

### UBS BRIC 運用プロセス



(2014年12月末現在)

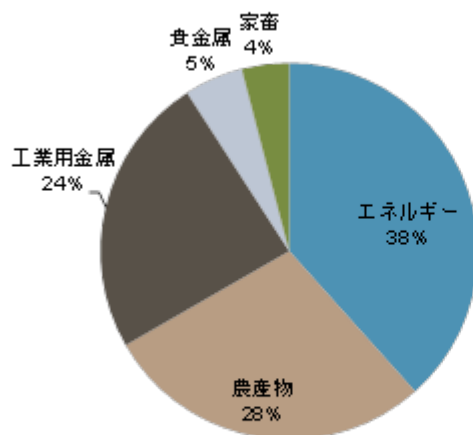
## UBSコモディティ

- ✓ 世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI総合指数に価額等が連動するユーロ円建て債券等（商品指数連動債等）を中心に実質的に投資を行います。
- ✓ ベンチマークは、UBSブルームバーグCMCI総合指数（円換算ベース）とし、概ね連動させるように運用を行います。

### UBSブルームバーグCMCI総合指数の特徴

- ✓ UBSブルームバーグCMCI総合指数は、UBSとBloombergが開発した世界の複数の代表的商品先物を複数年限指数化したもので、商品市況を反映する指数です。
- ✓ 同指数は、独自のウエイト計算で、地域・商品において広く分散を行うとともに、限月の違う先物取引を複数用いて、頻繁に取引を行うことで、より効率のよい運用を行います。  
「CMCI」は、コンスタント・マチュリティ・コモディティ・インデックスの略です。

## &lt;セクター別構成比率&gt;



出所：UBS、2014年12月30日現在

四捨五入により、構成比率の合計は100%と異なる場合があります。

## UBSブルームバーグCMCI総合指数（円換算ベース） - 《ベンチマーク》

- ✓ ファンドのベンチマークであるUBSブルームバーグCMCI総合指数（円換算ベース）は、UBSブルームバーグCMCI総合指数を委託会社において円換算したものです。

## ■ UBSフード（豪ドル連動型）

- ✓ 世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクターの豪ドルヘッジ<sup>\*</sup>ベースに価格が連動するユーロ円建て債券等（商品指数連動債等）を中心に実質的に投資を行います。
- ✓ ベンチマークは、UBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクター（豪ドルヘッジ、円換算ベース）とし、概ね連動させるように運用を行います。

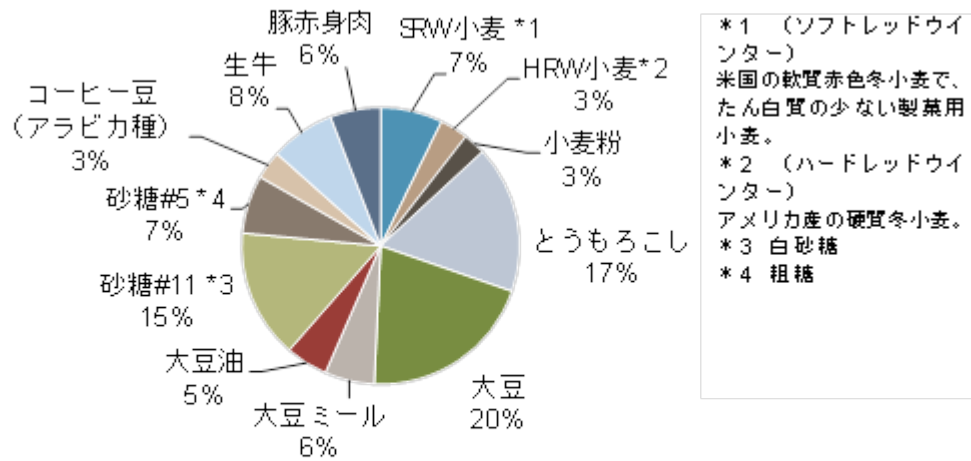
\* 「豪ドルヘッジ」とは、米ドル建てである原指数に、米ドル売り／豪ドル買いの為替取引の投資効果を加えたものをいいます。

## UBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクターの特徴

- ✓ UBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクターは、UBSとBloombergが開発した世界の代表的商品先物指数であるUBSブルームバーグCMCI総合指数における食品関連セクターの指数を、独立して指数化したもので、商品市況における食品関連セクターの動向を反映する指数です。

当ファンドにおける食品関連セクターとは、UBSブルームバーグCMCI総合指数を構成するサブセクターのうち、食品やその原材料となる穀物等のセクターをいいます。

## &lt;セクター別構成比率&gt;



四捨五入により、構成比率の合計は 100% とならない場合があります。  
 出所：UBS、2014年12月30日現在

### UBS ブルームバーク C M C I 指数食品関連セクター（豪ドルヘッジ、円換算ベース） - 《ベンチマーク》

- ✓ ファンドのベンチマークである UBS ブルームバーク C M C I 指数食品関連セクター（豪ドルヘッジ、円換算ベース）は、UBS ブルームバーク C M C I 指数食品関連セクターを委託会社において豪ドルヘッジベースに計算したものを円換算したものです。

## ■ UBS原油（WTI先物指数連動型）

- ✓ 世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数に価格が連動するユーロ円建て債券等（商品指数連動債等）を中心に投資を行います。
- ✓ ベンチマークは、UBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数（円換算ベース）とし、概ね連動させるように運用を行います。

### UBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数の特徴

- ✓ UBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数は、UBSとBloombergが開発した世界の代表的商品先物指数であるUBSブルームバーグCMCI総合指数におけるWTI原油を、独立して指数化したものです。商品市況におけるWTI原油の先物指数動向を反映する指数です。

当ファンドにおけるWTI原油とは、UBSブルームバーグCMCI総合指数を構成するサブセクターのうち、WTI原油(NYMEX)およびWTI原油(ICE)をいいます。

### 「WTIとは」

原油取引関係者が注目する代表的銘柄。

西テキサス地方で産出されるガソリンを多く取り出せる高品質な原油のこと。

産出量は全原油の数パーセントにすぎませんが、原油取引関係者が注目する代表的銘柄です。

### WTI原油先物

- ニューヨーク・マーカントイル取引所（NYMEX）およびインターコンチネンタル・エクスチェンジ（ICE）に上場している原油先物。どちらの取引所でも同様の先物商品がドル建てで取引されています。
- 先物指数には、原油価格の他に将来の金利・輸送費用・保管費用等が含まれています。

### UBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数（円換算ベース） - 《ベンチマーク》

- ✓ ファンドのベンチマークであるUBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数（円換算ベース）は、UBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数を委託会社において円換算したものです。

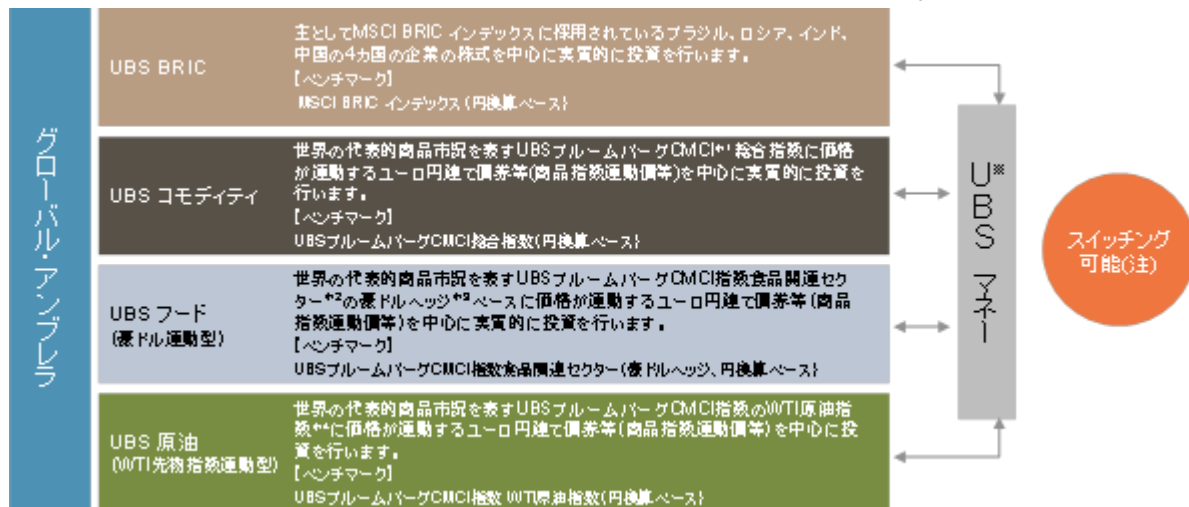
## ■ UBSマネー

- ✓ 信用度の高い円建て短期公社債等に投資を行い、利息等収益の確保を図ります。

## 2

グローバル・アンブレラを構成するファンド間でスイッチングが可能です。ただし、販売会社によりスイッチングができない場合があります。

各ファンドの投資割合に応じて、様々なポートフォリオの構築が可能となります。各ファンドは概ね指数の値動きと連動する運用を目指します。



(注) 販売会社によりスイッチングができない場合、またはスイッチングの対象ファンドが異なる場合があります。詳しくは、各販売会社へお問い合わせ下さい。

- \*1 CMCI：コンスタント・マチュリティ・コモディティ・インデックスの略。  
UBSブルームバーグCMCI総合指数は、UBSとBloombergが開発した商品先物指数です。
- \*2 当ファンドにおける食品関連セクターとは、UBSブルームバーグCMCI総合指数を構成するサブセクターのうち、食品やその原材料となる穀物等のセクターを言います。
- \*3 「豪ドルヘッジ」とは、米ドル建てである原指数に、米ドル売り/豪ドル買いの為替取引の投資効果を加えたものを言います。
- \*4 当ファンドにおけるWTI原油とは、UBSブルームバーグCMCI総合指数を構成するサブセクターのうち、WTI原油（NYMEX）およびWTI原油（ICE）を言います。

信用度の高い円建て短期公社債等に投資を行い、利息等収益の確保を図ります。

- ・「UBSマネー」の買付は、スイッチングによる買付のみとなります。
- ・「UBSマネー」以外のファンドから、他ファンドにスイッチングする際には、一旦、「UBS マネー」にスイッチングし、後日、他ファンドへスイッチングすることが必要です。

### 3 UBSグローバル・アセット・マネジメントが運用を行います。

#### UBSグループについて

UBSグループは、スイスを本拠地として、およそ50カ国の世界の主要都市にオフィスを配し、約60,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。（2014年9月末現在）

UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループはUBSグループの資産運用部門として、世界24カ国に約3,800名の従業員を擁し、約74兆円の運用資産を運用するグローバルな資産運用会社です。（2014年9月末現在）

#### <インデックス掲載に際してのご留意事項>

##### MSCIインデックス

MSCIインデックスに関する著作権、およびその他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

##### Constant Maturity Commodity Index Family（コンスタント・マチュリティ・コモディティ商品指数、以下、「CMCI」）

CMCIに関する著作権、およびその他知的財産権はUBSおよびBloombergに帰属しており、UBSの許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。UBS AGまたはその関係会社（以下、「UBS」という）が情報提供のみを目的として作成したものであり、指数構成銘柄への投資を推奨するものではありません。UBSは、情報の正確性、確実性および完全性を保証するものではなく、UBSは当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。

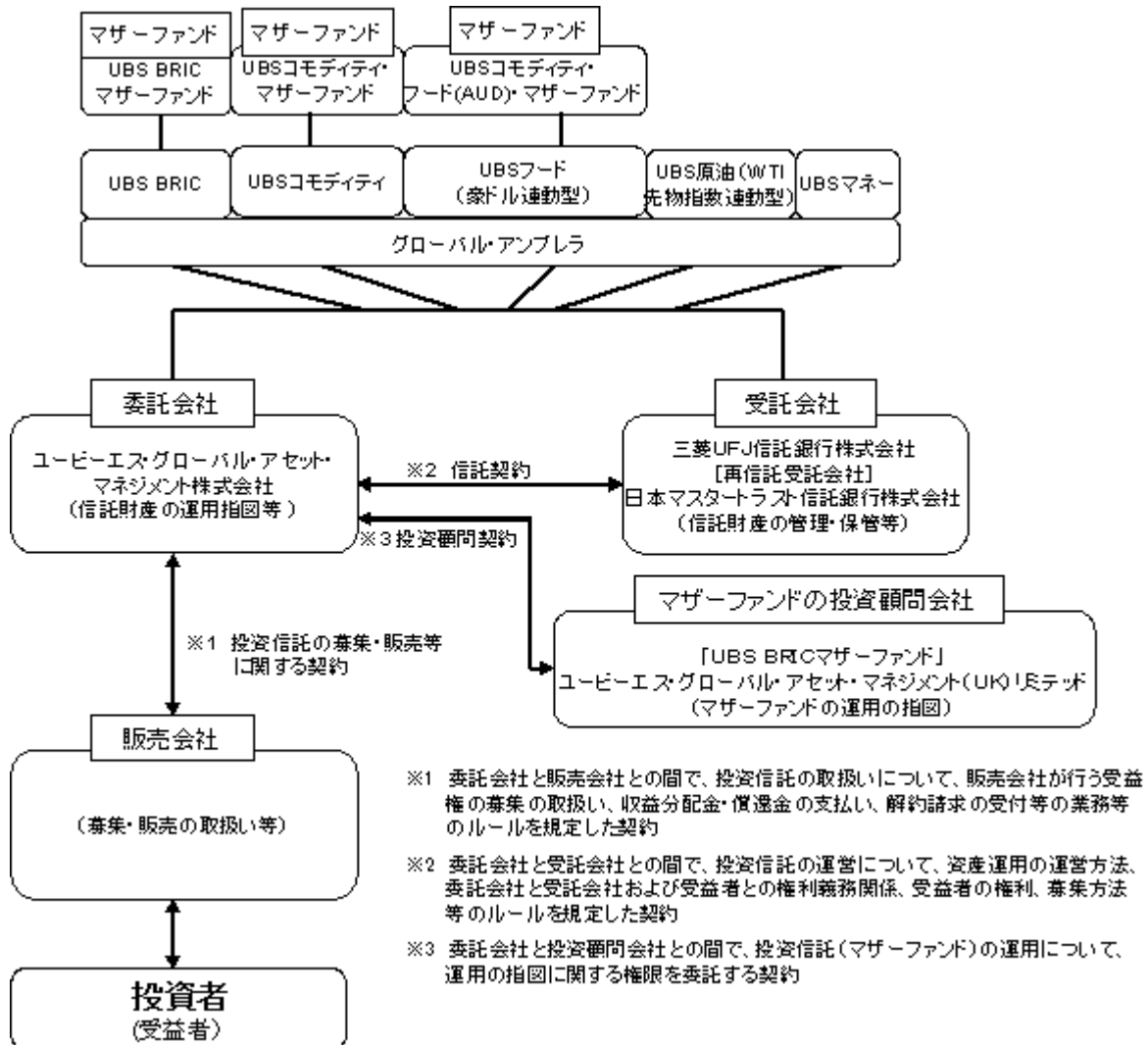
資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

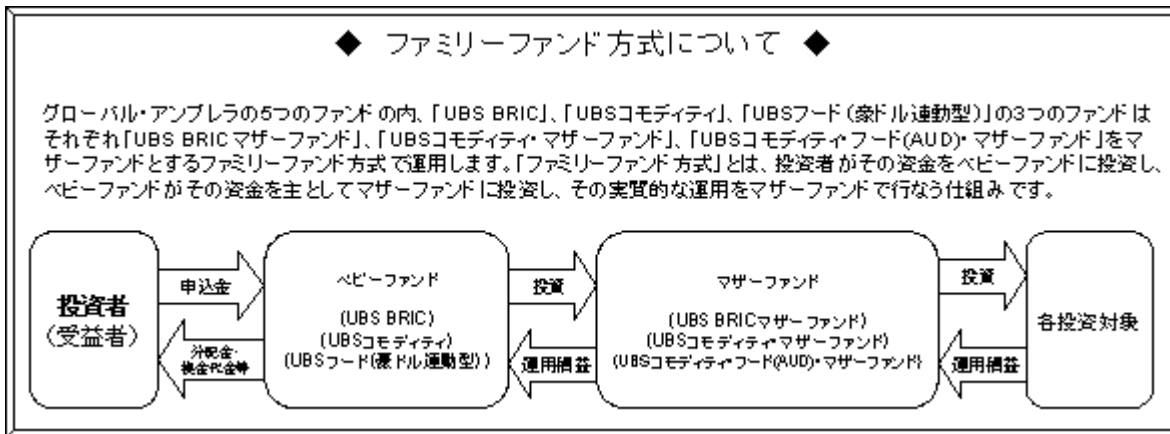
平成19年12月19日	UBS BRIC、UBSコモディティ、UBSマネーの各ファンドの信託契約締結、設定日、運用開始
平成20年3月25日	UBSフード（豪ドル連動型）の信託契約締結、設定日、運用開始
平成21年2月16日	UBS原油（WTI先物指数連動型）の信託契約締結、設定日、運用開始
平成23年9月2日	UBS BRIC、UBSコモディティ、UBSフード（豪ドル連動型）、UBS原油（WTI先物指数連動型）、UBSマネーの信託期間を5年間延長

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンド運営の仕組み



「UBS BRIC」、「UBSコモディティ」、「UBSフード（豪ドル連動型）」の各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。



委託会社の概況（平成26年12月末日現在）

1) 資本金

22億円

2) 沿革

平成 8年4月 1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

平成10年4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

平成12年7月 1日 ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、  
ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成14年4月 8日 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に  
商号変更

3) 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
ユービーエス・ エイ・ジー	スイス共和国 バーゼルCH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### < UBS BRIC >

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてMSCI BRICインデックスに採用されているブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国の企業の株式を中心に投資を行います。ただし、ADR、GDR、連動債券または連動証券、主要取引所先物等にも投資する場合があります。

MSCI BRICインデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

投資成果をベンチマークであるMSCI BRICインデックス（円換算ベース）に概ね連動させるように運用を行います。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。

マザーファンド受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 「UBS BRICマザーファンド」

- ・ 主としてMSCI BRICインデックスに採用されているブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国の企業の株式を中心に投資を行います。ただし、ADR、GDR、連動債券または連動証券、主要取引所先物等にも投資する場合があります。
- ・ MSCI BRICインデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。
- ・ 投資成果をベンチマークであるMSCI BRICインデックス（円換算ベース）に概ね連動させるように運用を行います。
- ・ 設定・解約などの資金流出入に伴う売買にあたっては、原則としてMSCI BRICインデックスにおける国別、業種別、銘柄別の時価構成比に近づけるように売買を行います。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・ 信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。
- ・ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ・ ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。

#### < UBS コモディティ >

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI総合指数に価格が連動するユーロ円建て債券等（商品指数連動債等）を中心に投資を行います。

UBSブルームバーグCMCI総合指数（円換算ベース）をベンチマークとします。

投資成果をベンチマークであるUBSブルームバーグCMCI総合指数（円換算ベース）に概ね連動させるように運用を行います。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。

マザーファンド受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 「UBS コモディティ・マザーファンド」

- ・ 世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI総合指数に価格が連動するユーロ円建て債券等（商品指数連動債等）を中心に投資を行います。
- ・ UBSブルームバーグCMCI総合指数（円換算ベース）をベンチマークとします。

- ・ 投資成果をベンチマークであるUBSブルームバーグCMCI総合指数（円換算ベース）に概ね連動させるように運用を行います。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・ 信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。
- ・ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### <UBSフード（豪ドル連動型）>

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクターの豪ドルヘッジベースに価格が連動するユーロ円建て債券等（商品指数連動債等）を中心に投資を行います。

UBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクター（豪ドルヘッジ、円換算ベース）をベンチマークとします。

投資成果をベンチマークであるUBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクター（豪ドルヘッジ、円換算ベース）に概ね連動させるように運用を行います。

実質組入外貨建資産については、投資する商品指数連動債において、豪ドルに為替ヘッジを行います。

信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。

マザーファンド受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 「UBS コモディティ・フード（AUD）・マザーファンド」

- ・ 世界の代表的商品市況を表すUBS ブルームバーグCMCI 指数食品関連セクターの豪ドルヘッジベースに価格が連動するユーロ円建て債券等（商品指数連動債等）を中心に投資を行います。
- ・ UBS ブルームバーグCMCI 指数食品関連セクター（豪ドルヘッジ、円換算ベース）をベンチマークとします。
- ・ 投資成果をベンチマークであるUBS ブルームバーグCMCI 指数食品関連セクター（豪ドルヘッジ、円換算ベース）に概ね連動させるように運用を行います。
- ・ 外貨建資産については、投資する商品指数連動債において、豪ドルに為替ヘッジを行います。
- ・ 信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。
- ・ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### <UBS 原油（WTI 先物指数連動型）>

世界の代表的商品市況を表すUBS ブルームバーグCMCI 指数のWTI 原油指数に価格が連動するユーロ円建て債券等（商品指数連動債等）を中心に投資を行います。

UBS ブルームバーグCMCI 指数WTI 原油指数（円換算ベース）をベンチマークとします。

投資成果を、ベンチマークであるUBS ブルームバーグCMCI 指数WTI 原油指数（円換算ベース）に概ね連動させるように運用を行います。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

#### <UBS マネー>

信用度の高い円建て短期公社債等に投資を行い、利息等収益の確保を図ります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (2)【投資対象】

#### <UBS BRIC>

[投資対象とする資産の種類]

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

##### (1) 特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利
  - (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
  - (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
  - (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
  - (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
  - (5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
  - (6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利

- (7)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号八及び二に掲げるものをいいます。）に係る権利
  - (8)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
  - (9)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
  - (10)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
  4. 金銭債権
- (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
1. 為替手形

#### [有価証券]

委託会社は信託金を、主としてユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1から11の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21の有価証券の性質を有するもの  
なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券の性質を有するものを「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの性質を有するものおよび14に記載する証券のうち投資法人債券を「公社債」といい、13および14の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を「投資信託証券」といいます。

#### [金融商品]

委託会社は信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

#### [金融商品による運用の特例]

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

#### [その他の投資対象]

信用取引、有価証券の貸付、有価証券の空売り、有価証券の借入、為替予約取引、資金の借入等の指図を行うことができます。

### < UBS コモディティ >、 < UBS フード（豪ドル連動型） >、 < UBS 原油（WTI先物指数連動型） >、 < UBS マネー >

#### [投資対象とする資産の種類]

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産および特定資産以外の資産とします。

- (1) 特定資産
  1. 有価証券
  2. デリバティブ取引（金融商品取引法第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利
    - (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
    - (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

- (3)有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利
  - (4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
  - (5)有価証券先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。)に係る権利
  - (6)有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。)に係る権利
  - (7)有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。)に係る権利
  - (8)有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。)に係る権利
  - (9)金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)に係る権利
  - (10)金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)に係る権利((1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。)
3. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。)
  4. 金銭債権
- (2)次に掲げる特定資産以外の資産
1. 為替手形

#### [有価証券]

委託会社は信託金を、主としてユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託として締結されたマザーファンドの受益証券<sup>1</sup>および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)<sup>2</sup>に投資することを指図します。

( 1 UBS原油(WTI先物指数連動型)およびUBSマネーは、マザーファンドの受益証券への投資は行いません。 )

( 2 UBSマネーは、本邦通貨表示のものに限ります。 )

1. 転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で17の有価証券の性質を有するもの  
なお、1の証券、8ならびに13の証券または証書のうち1の証券の性質を有するものを「株式」といい、2から6までの証券および8ならびに13の証券または証書のうち2から6までの性質を有するものおよび10に記載する証券のうち投資法人債券を「公社債」といい、9および10の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を「投資信託証券」といいます。

#### [金融商品]

委託会社は信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

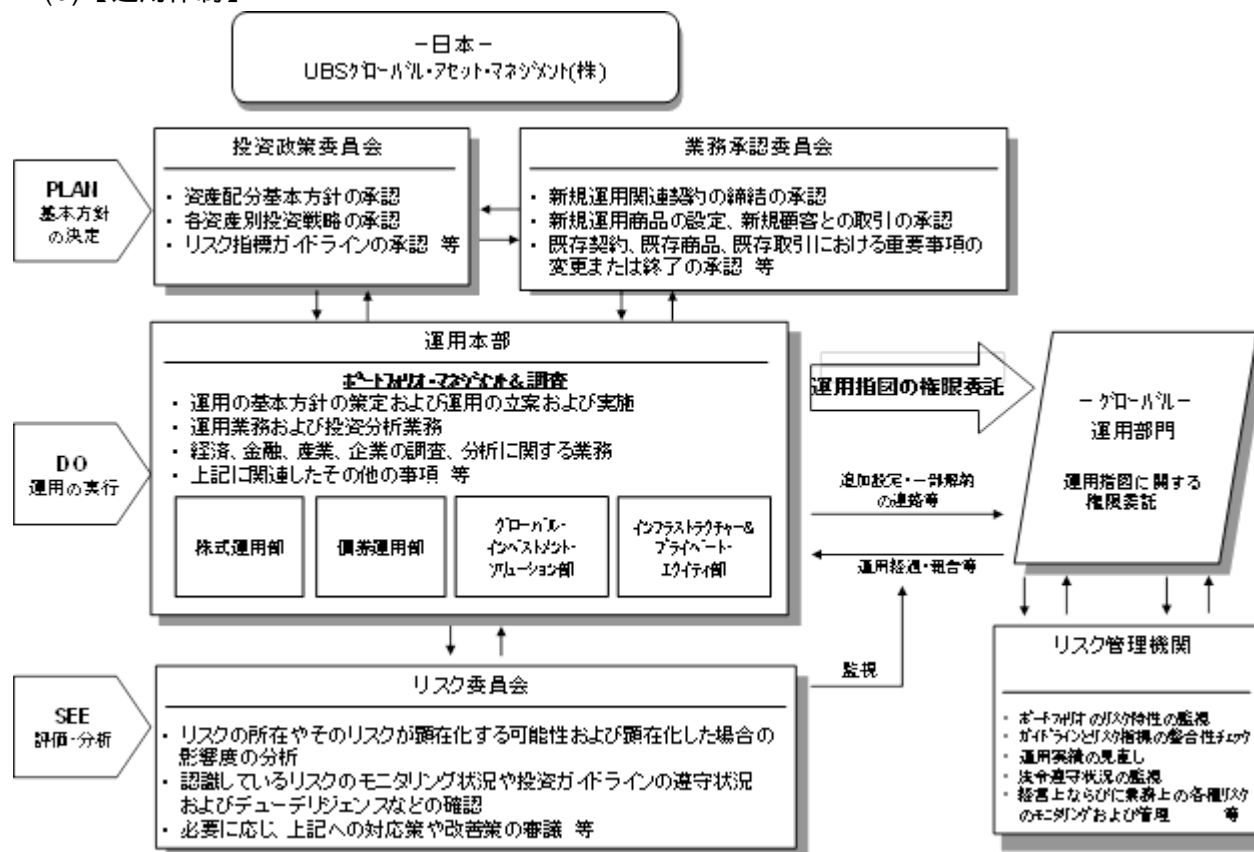
#### [金融商品による運用の特例]

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

#### [その他の投資対象]

有価証券の貸付、為替予約取引、資金の借入等の指図を行うことができます。  
（ U B S マネーは、為替予約取引は行いません。 ）

## (3) 【運用体制】



(平成27年1月1日現在)

上記の体制は今後変更される場合があります。

#### <運用体制に関する社内規則等およびファンドに関する法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

#### <内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

##### 投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

##### 業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミ

ニストレイティブ・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル&コンプライアンス部長、リスク管理部長、経理部長等、またはその代理の8～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

#### **リスク委員会：**

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーまたはリスク管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、リスク管理部長、リーガル&コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

**< UBS BRICマザーファンドの運用指図に関する権限の委託先の概要 >****ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド**

委託先の所在地	21 Lombard Street, London EC3V 9AH United Kingdom
委託の費用	上記の委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から支払われます。報酬額および支弁の時期は、委託会社と当該委託を受ける者との間で別々に定めるものとします。
委託の中止等	上記の委託先が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

**(4) 【分配方針】**

毎決算時（毎年12月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないこともあります。

収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として税引後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座等に記載または記録されます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

**(5) 【投資制限】****< UBS BRIC >****[信託約款による投資制限]**

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定します。

その他の投資制限

（信用取引の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(先物取引等の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する「外国金融商品市場」をいいます。以下同じ。)等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

(スワップ取引の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引等(金融商品取引法第28条第8項第3号ニおよび第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。)を行うことの指図をすることができます。

(金利先渡取引および為替先渡取引の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

上記「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(有価証券の貸付の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

(有価証券の空売りの指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(有価証券借入の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うことができます。

（為替予約取引の指図）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（資金の借入の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

< UBS コモディティ >、< UBS フード（豪ドル連動型） >、< UBS 原油（WTI先物指数連動型） >

（ UBS 原油（WTI先物指数連動型）は、マザーファンドの受益証券への投資は行いません。）

[信託約款による投資制限]

株式への実質投資割合は、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券等に限るものとし、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定します。

その他の投資制限

（先物取引等の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

（スワップ取引の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引等（金融商品取引法第28条第8項第3号二および第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。

（金利先渡取引および為替先渡取引の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（有価証券の貸付の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

（為替予約取引の指図）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（資金の借入の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

## < UBS マネー >

### [信託約款による投資制限]

株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券等に限るものとし、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合には、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定します。

その他の投資制限

（先物取引等の指図）

委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

（スワップ取引の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引等（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。

（金利先渡取引の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（有価証券の貸付の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

（資金の借入の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

[法令による投資制限]

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

## < UBS BRICマザーファンドの概要 >

[投資方針]

主としてMSCI BRICインデックスに採用されているブラジル、ロシア、インドおよび中国の4カ国の企業の株式を中心に投資を行います。ただし、ADR、GDR、連動債券または連動証券、主要取引所先物等にも投資する場合があります。

MSCI BRICインデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

投資成果をベンチマークであるMSCI BRICインデックス（円換算ベース）に概ね連動させるように運用を行います。

設定・解約などの資金流入に伴う売買にあたっては、原則としてMSCI BRICインデックスにおける国別、業種別、銘柄別の時価構成比に近づけるように売買を行います。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。

[投資対象とする資産の種類]

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産および特定資産以外の資産とします。

- （1）特定資産
1. 有価証券

2. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。)に係る権利のうち、次に掲げる権利
- (1)有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利
  - (2)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利
  - (3)有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利
  - (4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
  - (5)有価証券先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。)に係る権利
  - (6)有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。)に係る権利
  - (7)有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。)に係る権利
  - (8)有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。)に係る権利
  - (9)金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)に係る権利
  - (10)金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)に係る権利((1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。)
3. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。)
4. 金銭債権
- (2)次に掲げる特定資産以外の資産
1. 為替手形

#### [有価証券]

委託会社は信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうち、新株予約権のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1から11の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21の有価証券の性質を有するもの  
なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券の性質を有するものを「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの性質を有するものおよび14に記載する証券のうち投資法人債券を「公社債」といい、13および14の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を「投資信託証券」といいます。

#### [金融商品]

委託会社は信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

#### [金融商品による運用の特例]

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

#### [その他の投資対象]

信用取引、有価証券の貸付、有価証券の空売り、有価証券の借入、為替予約取引等の指図を行うことができます。

#### [信託約款による投資制限]

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定します。

その他の投資制限

（信用取引の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（先物取引等の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

（スワップ取引の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引等（金融商品取引法第8条第8項第3号ニおよび第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。

（金利先渡取引および為替先渡取引の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（有価証券の貸付の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

（有価証券の空売りの指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（有価証券借入の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うことができます。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（為替予約取引の指図）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

## < UBSコモディティ・マザーファンド、UBSコモディティ・フード（AUD）・マザーファンドの概要 >

### [投資方針]

#### （UBSコモディティ・マザーファンド）

世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI総合指数に価格が連動するユーロ円建て債券等（商品指数連動債等）を中心に投資を行います。

UBSブルームバーグCMCI総合指数（円換算ベース）をベンチマークとします。

投資成果をベンチマークであるUBSブルームバーグCMCI総合指数（円換算ベース）に概ね連動させるように運用を行います。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### （UBSコモディティ・フード（AUD）・マザーファンド）

世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクターの豪ドルヘッジベースに価格が連動するユーロ円建て債券等（商品指数連動債等）を中心に投資を行います。

UBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクター（豪ドルヘッジ、円換算ベース）をベンチマークとします。

投資成果をベンチマークであるUBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクター（豪ドルヘッジ、円換算ベース）に概ね連動させるように運用を行います。

外貨建資産については、投資する商品指数連動債において、豪ドルに為替ヘッジを行います。

信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### [投資対象とする資産の種類]

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産および特定資産以外の資産とします。

#### （1）特定資産

##### 1. 有価証券

##### 2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

(1)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利

(5)有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利

(6)有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利

- (7)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号八及び二に掲げるものをいいます。）に係る権利
  - (8)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
  - (9)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
  - (10)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
  4. 金銭債権
- (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
1. 為替手形

[有価証券]

委託会社は信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で17の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券、8ならびに13の証券または証書のうち1の証券の性質を有するものを「株式」といい、2から6までの証券および8ならびに13の証券または証書のうち2から6までの性質を有するものおよび10に記載する証券のうち投資法人債券を「公社債」といい、9および10の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を「投資信託証券」といいます。

## [金融商品]

委託会社は信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

## [金融商品による運用の特例]

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

## [その他の投資対象]

有価証券の貸付、為替予約取引等の指図を行うことができます。

## [信託約款による投資制限]

株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券等に限るものとし、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定します。

その他の投資制限

## (先物取引等の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし、

## (スワップ取引の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引等（金融商品取引法第28条第8項第3号二および第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。

## (金利先渡取引および為替先渡取引の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

## (有価証券の貸付の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

## (デリバティブ取引等に係る投資制限)

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）につい

て、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(為替予約取引の指図)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

### 3【投資リスク】

グローバル・アンブレラの各ファンドは、世界の株式、債券、および商品（コモディティ）市場に実質的に投資を行います。したがって、ファンドの基準価額は、株式および債券等の有価証券市場の相場変動、有価証券先物市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化ならびに商品先物市場の相場変動、為替市場の相場変動、金利の変動等の影響により、下落し損失を被る場合があります。

投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

各ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスクとしては、主として以下のようなものがあげられます。

UBS BRIC	株式の価格変動リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク
UBS コモディティ	商品(コモディティ)市場の変動リスク、為替変動リスク、商品指数連動債に関するリスク
UBS フード (豪ドル連動型)	商品(コモディティ)市場の変動リスク、為替変動リスク、商品指数連動債に関するリスク
UBS 原油 (WTI先物指数連動型)	商品(コモディティ)市場の変動リスク、為替変動リスク、商品指数連動債に関するリスク
UBS マネー	金利変動リスク、短期金融商品における信用リスク

#### 《株式の価格変動リスク》

- ・ 株価変動リスク

株式へ投資を行う場合、株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく変動することがあります。組入銘柄の株価が変動した場合には、基準価額に影響を与える要因となります。

（対象ファンド： UBS BRIC）

- ・ 信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなる場合があります。基準価額に影響を与える要因となります。

（対象ファンド： UBS BRIC）

#### 《カントリー・リスク》

外国の有価証券へ投資を行う場合には、当該国・地域の政治・経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

また、BRIC（新興国）諸国には主に次のようなリスクがあり、これらのリスクはファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

- ・ 先進国と比較して一般的に政治・経済および社会情勢等が著しく変化する可能性があります。
- ・ 資産の移転に関する規制、外国人による投資規制等の導入等の可能性があります。
- ・ 先進国と比較して一般的に法制度や社会基盤が未整備であり、情報開示等の基準が異なることから、正

確な情報の確保が困難となる可能性があります。

（対象ファンド：UBS BRIC）

### 《為替変動リスク》

世界各国の各種の通貨建有価証券等に投資を行う場合（商品指数連動債を通じて外貨建資産に投資する場合を含みます。）には、円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

（対象ファンド：UBS BRIC、UBS コモディティ、UBSフード（豪ドル連動型）、UBS原油（WTI先物指数連動型））

### 《商品（コモディティ）市場の変動リスク》

UBSブルームバーグCMCI総合指数（UBSコモディティの場合）、UBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクター（UBSフード（豪ドル連動型）の場合）またはUBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数（UBS原油（WTI先物指数連動型）の場合）の騰落率に価格等が連動する仕組債を高位に組み入れた場合には、UBSブルームバーグCMCI総合指数、UBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクターまたはUBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数の変動および商品（コモディティ）市場の変動の影響を大きく受けます。

（対象ファンド：UBS コモディティ、UBS原油（WTI先物指数連動型）、UBSフード（豪ドル連動型））

### 《商品指数連動債に関するリスク》

商品指数連動債\*の価格は、対象インデックスの値動きと概ね連動するよう調整されるため、インデックスが下落した場合には下落することになり、この場合、当ファンドの基準価額も下落します。

また、当該債券の発行体に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合には、当該債券価格は大きく下落したり、利払いが滞ったり、売却が困難となる場合もあります。

（対象ファンド：UBS コモディティ、UBS原油（WTI先物指数連動型）、UBSフード（豪ドル連動型））

### 《金利変動リスク》

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には公社債の市場価格は下落する傾向があります。

（対象ファンド：UBS マネー）

### 《短期金融商品における信用リスク》

ファンド資産をコール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、取引相手方による債務不履行により損失が発生する可能性があります。

（対象ファンド：UBS マネー）

\*商品指数連動債の発行は、UBS AGロンドン支店が行います。ただし、将来AA以上もしくは同等の格付けを有する発行体の債券に投資する場合があります。

### 《その他》

#### 買付換金申込に係る制限

- ・買付または換金の申込日が、海外市場の休業日と同日の場合には、当該買付または換金の申込みは受けられません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金の申込みの受付を中止することおよび既に受付けた当該各申込を取り消すことがあります。

- ・投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、買付の受け付けを制限する場合があります。

海外市場の休業日：

「UBSコモディティ」、「UBSフード（豪ドル連動型）」、「UBS原油（WTI先物指数連動型）」、「UBSマネー」の場合

ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日をいいます。

「UBS BRIC」の場合

上記に加え、サンパウロ証券取引所、ロシア証券取引所、ボンベイ証券取引所もしくは香港取引決済所の休業日をいいます。

## クーリング・オフ

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## 分配金に関する留意点

- ・分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

### 投資信託に関する一般的なリスク

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがある場合があります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入る有価証券を直前の市場実勢から乖離した価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額は下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

### 投資信託に関する一般的な留意事項

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（販売会社は販売の窓口となります。）。
- ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

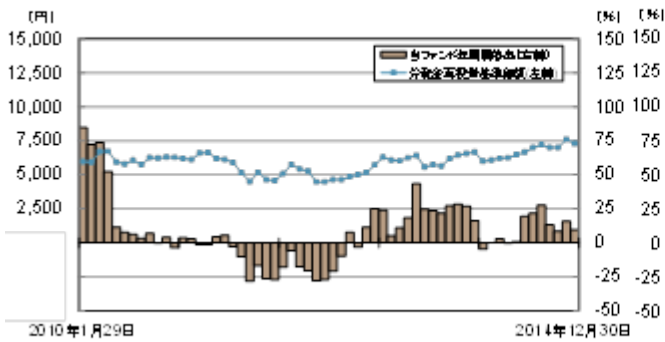
## リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

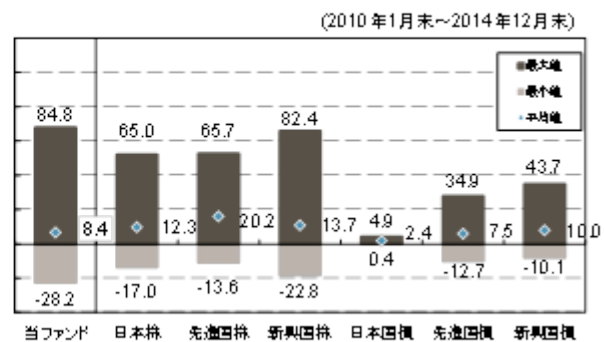
また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

## [グローバル・アンブレラ UBS BRIC]

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

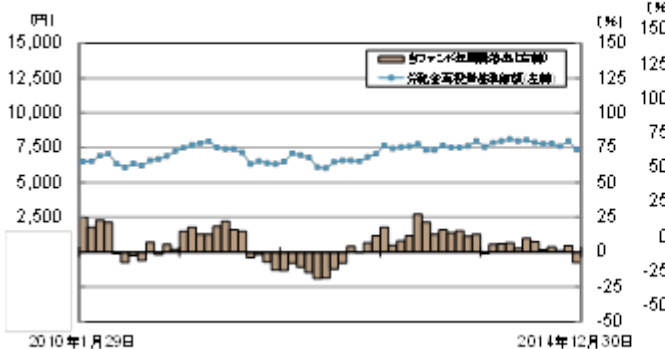


当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

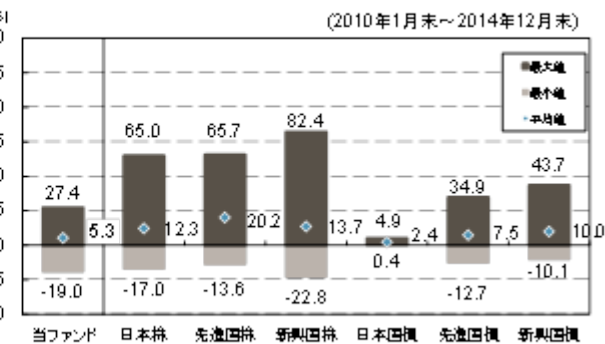


## [グローバル・アンブレラ UBSコモディティ]

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

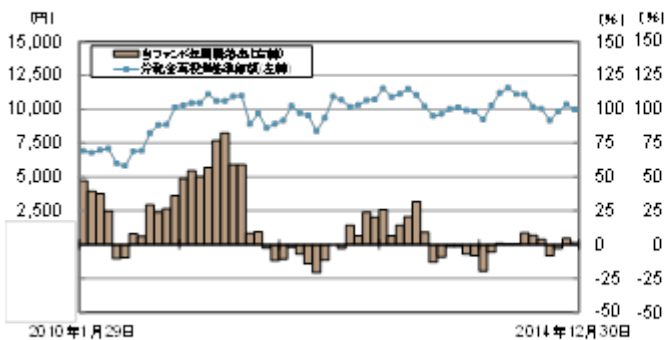


当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

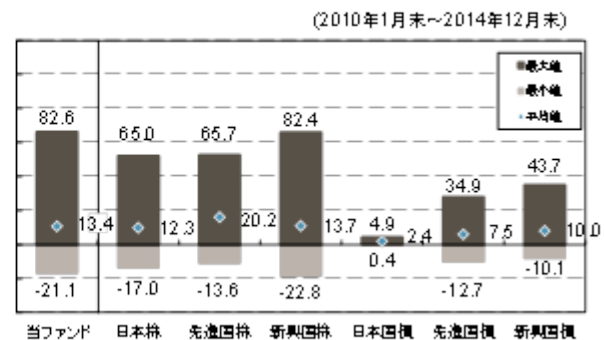


## [グローバル・アンブレラ UBSフード(豪ドル連動型)]

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

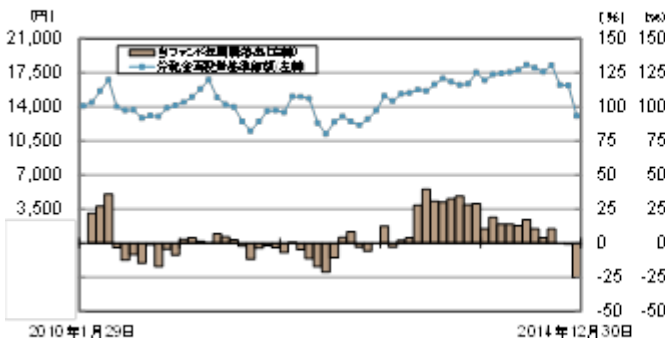


当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

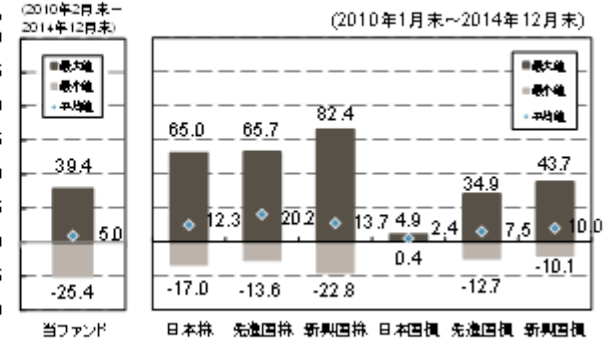


## [グローバル・アンブレラ UBS原油(WTI先物指数連動型)]

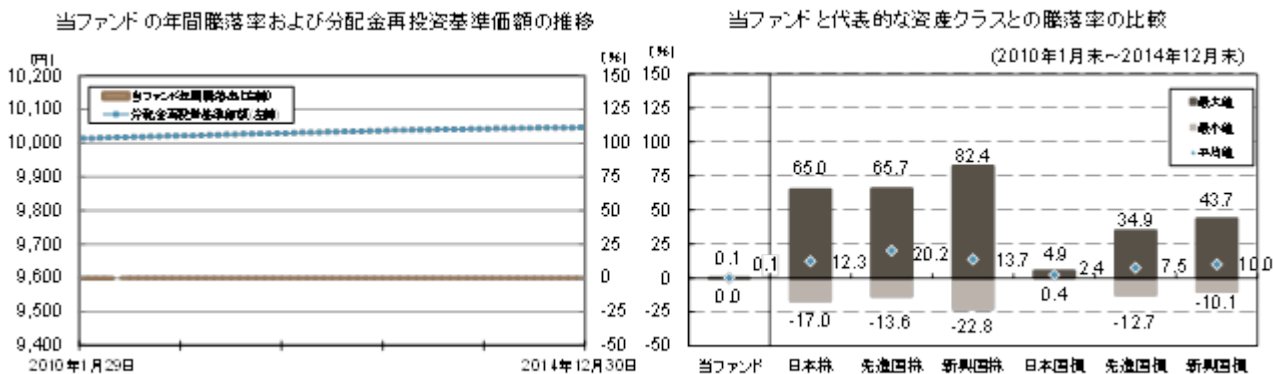
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



## [グローバル・アンブレラ UBSマネー]



「当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移」における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したもので、当ファンドの運用の実質的なパフォーマンスを示すことを目的としています。したがって、当ファンドが収益分配を行っている場合には、実際の基準価額の年間騰落率や基準価額の推移とは異なります。

「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、2010年1月から2014年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。（グローバル・アンブレラ UBS原油（WTI先物指数連動型）における当ファンドの騰落率については、2010年2月から2014年12月までの各月末、代表的な資産クラスの騰落率については2010年1月から2014年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。）

（注1）各資産クラスは当ファンドの投資対象を表しているものではありません。

（注2）当ファンドについては、分配金再投資基準価額の年間騰落率が記載されているため、収益分配が行われている場合には実際の基準価額の年間騰落率とは異なります。

（注3）グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したのですが、グローバル・アンブレラ UBS原油（WTI先物指数連動型）については、当ファンドと代表的な資産クラスで対象となる期間が異なることにご注意ください。

## 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

日本国債：シティ日本国債インデックス

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）

（注1）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

（注2）詳細は下記の「指数に関して」をご覧ください。

## 指数に関して

## ・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（（株）東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。なお、本商品は（株）東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、（株）東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

## ・MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）

## ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

MSCIインデックスに関する著作権、およびその他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

## ・シティ日本国債インデックス

## ・シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）

シティ債券インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。騰落率の数字は、シティ日本国債インデックス・データおよびシティ世界国債インデックス・データに基づき当社が計算したものです。

## ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JP.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数です。当指数の著作権はJP.Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（3.00%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

## (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

換金手数料はありません。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額の0.3%

「UBSマネー」には信託財産留保額はありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、各ファンド毎に、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の料率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。（年率表示、カッコ内は税抜表示）

UBS BRIC

日々の純資産総額に年率1.3716%（税抜年率1.27%）を乗じて得た額とします。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	0.70%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.07%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

UBSコモディティ

日々の純資産総額に年率0.918%（税抜年率0.85%）を乗じて得た額とします。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	0.50%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.30%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

UBSフード（豪ドル連動型）、UBS原油（WTI先物指数連動型）

日々の純資産総額に年率1.08%（税抜年率1.00%）を乗じて得た額とします。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	0.65%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.30%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価
------	-------	--------------------

## UBSマネー

別途規定する無担保コール翌日物の金利（以下コールレート）水準により年率を決定します。コールレート水準は、毎月一定期間の平均値を測定し、翌月の信託報酬として適用します。

コールレート水準が0.20%未満の場合、日々の純資産総額に年率0.081%以内（税抜年率0.075%以内）を乗じて得た額とします。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	0.030%以内	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.030%以内	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.015%以内	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

コールレート水準が0.20%以上0.40%未満の場合、日々の純資産総額に年率0.1674%（税抜年率0.155%）を乗じて得た額とします。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	0.070%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.070%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.015%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

コールレート水準が0.40%以上0.65%未満の場合、日々の純資産総額に年率0.3348%（税抜年率0.31%）を乗じて得た額とします。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	0.14%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.14%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.03%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

コールレート水準が0.65%以上の場合、日々の純資産総額に年率0.594%（税抜年率0.55%）を乗じて得た額とします。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	0.25%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.25%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

平成26年12月末現在の「UBSマネー」の信託報酬率は年率0.081%以内（税抜年0.075%以内）となっております。

マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

## (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下 および の費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、原則として発生の都度、信託財産中から支弁します。

売買委託手数料

組入有価証券の売買時の売買委託手数料等および先物・オプション取引に要する費用等。

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息。

その他、以下の諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 信託財産に係る監査費用
2. 受益権の管理事務に関連する費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記1から6の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%（「UBSマネー」については年率0.05%）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記1から6の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

上記「（4）その他の手数料等」の および については、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。また、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額についても、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

[収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%（注）および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%（注）および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

< 損益通算 >

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

< 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合 >

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用にな

れるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座（以下「NISA口座」ということがあります。）を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、NISA口座で公募株式投資信託を購入した場合の分配金の取扱いについては、下記の点にご留意ください。

NISA口座での投資額が年間100万円以下の元本から支払われる公募株式投資信託の分配金については非課税となります。また、公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻金（特別分配金）に相当する額については、特定口座や一般口座など他の課税口座で管理されても非課税となります。

公募株式投資信託の分配金がNISA口座内で再投資される場合、当該再投資額は当初投資元本に加え非課税投資枠に加算されますので、同一元本から発生する分配金再投資であっても、これらの合計額が年間100万円を超える非課税投資枠の利用はできません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%（注））の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

#### 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 分配金の課税

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

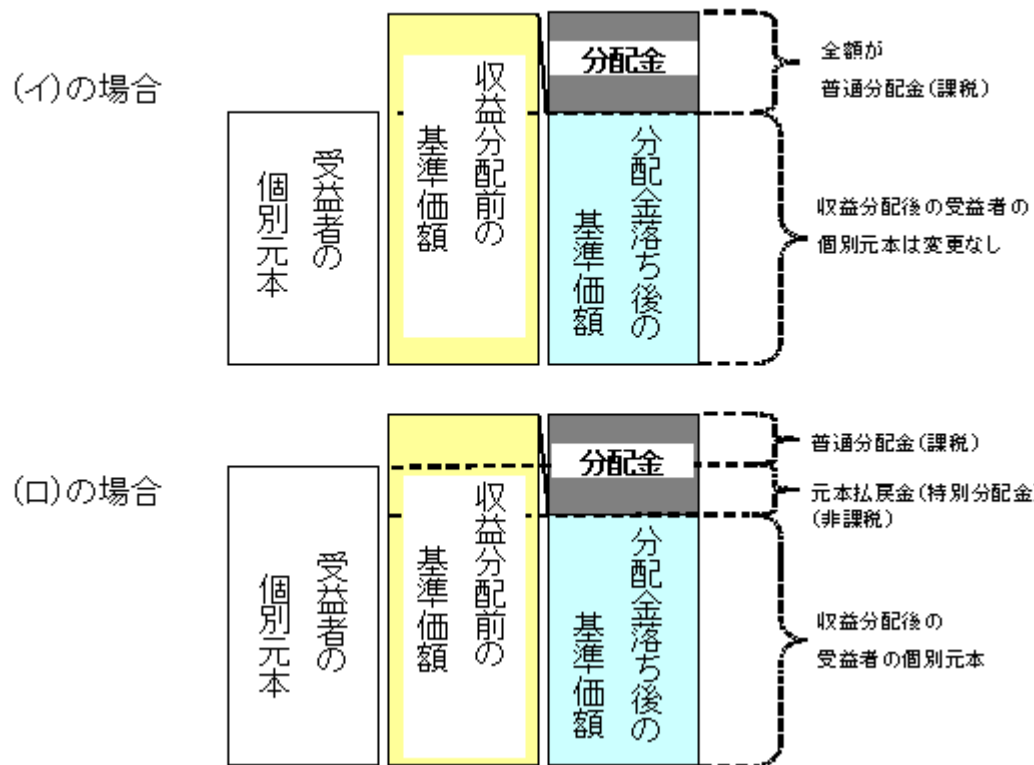
受益者が分配金を受け取る際、

（イ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、

（ロ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## &lt;分配金に関するイメージ&gt;



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。  
 なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

## &lt; 参考情報 &gt;

## ファンドの費用・税金

## [ファンドの費用]

## ・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.24% (税抜3.00%)</b> 以内で販売会社が定める率を乗じて得た額を販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額の <b>0.3%</b> 「UBSマネー」には信託財産留保額はありませぬ。

## ・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用																	
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	UBS BRIC	日々の純資産総額に <b>年率1.3716% (税抜年率1.27%)</b> を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示) <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.70%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.50%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.07%</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </table>	委託会社	0.70%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.07%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価							
		委託会社	0.70%	委託した資金の運用の対価															
		販売会社	0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価															
		受託会社	0.07%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価															
		UBSコモディティ	日々の純資産総額に <b>年率0.918% (税抜年率0.85%)</b> を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示) <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.50%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.30%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.05%</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </table>	委託会社	0.50%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.30%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価							
		委託会社	0.50%	委託した資金の運用の対価															
		販売会社	0.30%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価															
		受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価															
		UBSフード(豪ドル 運動型)、UBS原油 (WTI先物指数運動 型)	日々の純資産総額に <b>年率1.08% (税抜年率1.00%)</b> を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示) <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.65%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.30%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.05%</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </table>	委託会社	0.65%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.30%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価							
		委託会社	0.65%	委託した資金の運用の対価															
		販売会社	0.30%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価															
		受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価															
UBSマネー	日々の純資産総額に <b>年0.594% (税抜年0.55%)</b> を上限とする率を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示) <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.25%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.25%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.05%</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </table> <p>※運用管理費用(信託報酬)は、無担保コール翌日物の金利水準により毎月見直されます。上記の表に記載された率は上限です。 平成26年12月末現在の「UBSマネー」の運用管理費用(信託報酬)は<b>年率0.081%以内(税抜年率0.075%以内)</b>です。 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)  <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.030%以内</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.030%以内</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.015%以内</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </table> </p>	委託会社	0.25%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.25%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価	委託会社	0.030%以内	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.030%以内	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.015%以内	運用財産の管理、運用指図実行等の対価
委託会社	0.25%	委託した資金の運用の対価																	
販売会社	0.25%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価																	
受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価																	
委託会社	0.030%以内	委託した資金の運用の対価																	
販売会社	0.030%以内	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価																	
受託会社	0.015%以内	運用財産の管理、運用指図実行等の対価																	

時期	項目	費用									
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	※マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。									
	その他の費用・ 手数料	<table border="1"> <tr> <td>雑費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%(「UBSマネー」は上限年率0.05%)として、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査費用</td> <td>監査法人等に支払うファンド監査に係る費用</td> </tr> <tr> <td>印刷費用等</td> <td>法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等</td> </tr> </table> <p>突費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用</p> <table border="1"> <tr> <td>売買委託手数料</td> <td>有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料</td> </tr> <tr> <td>保管費用</td> <td>海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受取等に係る費用</td> </tr> </table> <p>※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。</p>	雑費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%(「UBSマネー」は上限年率0.05%)として、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用		監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等	売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	保管費用
雑費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%(「UBSマネー」は上限年率0.05%)として、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用											
監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用										
印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等										
売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料										
保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受取等に係る費用										

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

#### [税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は平成26年12月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## &lt; UBS BRIC &gt;

## (1)【投資状況】

(2014年12月30日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	4,700,190,098	99.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	39,913,771	0.84
合計(純資産総額)	-	4,740,103,869	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2014年12月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	UBS BRIC マザーファンド	5,923,364,964	0.8174	4,841,758,522	0.7935	4,700,190,098	99.16

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別投資比率

(2014年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.16
合計	99.16

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2014年12月30日現在)

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。(2014年12月30日現在)

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

2014年12月30日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1期計算期間末 (2008年12月5日)	18,295	18,295	0.3144	0.3144
第2期計算期間末 (2009年12月7日)	25,951	25,951	0.6522	0.6522
第3期計算期間末 (2010年12月6日)	16,314	16,314	0.6398	0.6398
第4期計算期間末 (2011年12月5日)	8,513	8,513	0.4925	0.4925
第5期計算期間末 (2012年12月5日)	6,844	6,844	0.5161	0.5161

第6期計算期間末 (2013年12月5日)	5,819	5,819	0.6454	0.6454
第7期計算期間末 (2014年12月5日)	5,061	5,061	0.7516	0.7516
2013年12月末日	5,817	-	0.6652	-
2014年1月末日	5,113	-	0.5986	-
2014年2月末日	5,089	-	0.6080	-
2014年3月末日	5,053	-	0.6210	-
2014年4月末日	4,987	-	0.6243	-
2014年5月末日	5,094	-	0.6474	-
2014年6月末日	5,150	-	0.6653	-
2014年7月末日	5,299	-	0.6995	-
2014年8月末日	5,346	-	0.7202	-
2014年9月末日	5,071	-	0.6998	-
2014年10月末日	4,897	-	0.6990	-
2014年11月末日	5,170	-	0.7605	-
2014年12月30日	4,740	-	0.7292	-

## 【分配の推移】

期 間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000
第4期計算期間	0.0000
第5期計算期間	0.0000
第6期計算期間	0.0000
第7期計算期間	0.0000

## 【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第1期計算期間	68.6
第2期計算期間	107.4
第3期計算期間	1.9
第4期計算期間	23.0
第5期計算期間	4.8
第6期計算期間	25.1
第7期計算期間	16.5

## (4) 【設定及び解約の実績】

設定及び解約の実績は以下の通りです。

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期計算期間	77,794,252,142	19,605,167,450
第2期計算期間	4,481,760,569	22,883,706,077

第3期計算期間	827,836,978	15,116,798,359
第4期計算期間	111,014,955	8,322,111,417
第5期計算期間	307,245,002	4,330,858,574
第6期計算期間	318,950,188	4,566,308,452
第7期計算期間	42,787,545	2,324,242,850

(注1) 第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考) UBS BRICマザーファンドの投資状況

(1) 投資状況

(2014年12月30日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	中国	1,391,620,883	29.61
	ブラジル	1,002,427,357	21.33
	香港	520,307,182	11.07
	ケイマン	469,210,797	9.98
	ロシア	382,693,834	8.14
	パミューダ	102,094,160	2.17
	小計	3,868,354,213	82.30
社債券	イギリス	815,455,392	17.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	16,544,906	0.35
合計(純資産総額)	-	4,700,354,511	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注) 「国または地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されるため、当ファンドの収益の源泉となる国(BRIC)とは一致しない場合があります。なお、上記「イギリス」はインドの株価指数に連動する社債を組入れたものです。以下同じです。

## (2)投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄(2014年12月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還日	投資 比率 (%)
イギリス	社債 券	UBS AG PERLES MSCI (MSCI INDIA)	-	12,720	69,034.16	878,114,553	64,108.12	815,455,392	-	2015年 5月26日	17.35
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・ サービス	127,450	1,836.82	234,103,728	1,762.23	224,596,978	-	-	4.78
香港	株式	CHINA MOBILE LIMITED	電気通信サー ビス	150,832	1,465.42	221,032,531	1,439.00	217,047,851	-	-	4.62
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	1,783,538	93.08	166,019,921	98.98	176,552,070	-	-	3.76
中国	株式	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHIN-H	銀行	1,829,118	82.98	151,786,797	87.49	160,029,900	-	-	3.40
中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	1,971,776	64.64	127,468,220	67.44	132,983,672	-	-	2.83
ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PF	銀行	68,090	1,617.85	110,159,870	1,549.29	105,491,565	-	-	2.24
中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO LIMITED-H	保険	184,507	434.34	80,139,324	473.97	87,450,783	-	-	1.86
ブラジル	株式	AMBEV SA	食品・飲料・タ バコ	116,724	699.40	81,637,839	728.79	85,067,564	-	-	1.81
ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA-PF	銀行	52,027	1,631.65	84,890,271	1,571.55	81,763,344	-	-	1.74
ロシア	株式	GAZPROM OAO-SPON ADR	エネルギー	144,619	646.14	93,445,278	553.32	80,021,236	-	-	1.70
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP COMPANY OF CHI-H	保険	64,552	1,136.59	73,369,519	1,231.54	79,498,693	-	-	1.69
香港	株式	CNOOC LIMITED	エネルギー	442,847	170.62	75,562,629	166.89	73,910,987	-	-	1.57
中国	株式	PETROCHINA COMPANY LIMITED-H	エネルギー	518,285	132.08	68,460,265	136.44	70,715,427	-	-	1.50
中国	株式	CHINA PETROLEUM AND CHEMICAL CORPORATI-H	エネルギー	635,300	101.32	64,369,104	98.52	62,592,043	-	-	1.33
ロシア	株式	LUKOIL OAO-SPON ADR	エネルギー	12,643	5,547.71	70,139,710	4,671.31	59,059,404	-	-	1.26
ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO SA-PF	エネルギー	104,528	544.47	56,913,364	457.66	47,838,870	-	-	1.02
ブラジル	株式	BRF SA	食品・飲料・タ バコ	16,202	2,822.56	45,731,246	2,841.71	46,041,411	-	-	0.98
ブラジル	株式	VALE SA-PF	素材	47,027	823.62	38,732,378	860.12	40,449,164	-	-	0.86
中国	株式	CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP COMPANY-H	保険	65,400	550.89	36,028,403	607.61	39,737,956	-	-	0.85
ロシア	株式	MAGNIT PJSC-SPON GDR REGS	食品・生活必需 品小売り	6,400	6,545.86	41,893,536	5,615.82	35,941,259	-	-	0.76
香港	株式	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT LIMITED	不動産	104,094	372.18	38,742,018	342.65	35,668,538	-	-	0.76
中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD-H	銀行	112,550	264.18	29,733,459	308.93	34,770,657	-	-	0.74
中国	株式	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	銀行	553,300	57.34	31,727,660	60.91	33,705,265	-	-	0.72
ブラジル	株式	ITAUSA- INVESTIMENTOS ITAU SA-PF	銀行	78,978	436.29	34,457,785	423.38	33,438,116	-	-	0.71
ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO SA	エネルギー	72,940	508.86	37,116,510	439.41	32,050,740	-	-	0.68

ブラジル	株式	CIELO SA	ソフトウェア・サービス	17,654	1,883.19	33,245,942	1,812.40	31,996,272	-	-	0.68
ブラジル	株式	VALE SA	素材	31,744	964.74	30,624,973	984.33	31,246,800	-	-	0.66
中国	株式	CHINA SHENHUA ENERGY COMPANY LIMITED-H	エネルギー	86,062	369.85	31,830,203	362.08	31,161,501	-	-	0.66
ロシア	株式	SBERBANK OF THE RUSSIA-SPONSORED ADR	銀行	65,481	652.10	42,700,356	461.74	30,235,690	-	-	0.64

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注) 業種は、ブルームバーグ業種分類に基づいています。以下同じです。

## 種類別および業種別投資比率(2014年12月30日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	12.77
		素材	4.84
		資本財	2.83
		商業・専門サービス	0.22
		運輸	1.52
		自動車・自動車部品	1.48
		耐久消費財・アパレル	0.47
		消費者サービス	0.70
		メディア	0.05
		小売	1.12
		食品・生活必需品小売り	1.51
		食品・飲料・タバコ	4.66
		家庭用品・パーソナル用品	0.75
		ヘルスケア機器・サービス	0.62
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.71
		銀行	20.04
		各種金融	1.60
		保険	6.15
		不動産	2.79
		ソフトウェア・サービス	5.67
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.95
電気通信サービス	6.97		
公益事業	3.28		
半導体・半導体製造装置	0.59		
社債券	外国	-	17.35
合計		-	99.65

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。(2014年12月30日現在)

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2014年12月30日現在)

## &lt; U B S コモディティ &gt;

## (1)投資状況

(2014年12月30日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	535,180,217	99.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,002,182	0.37
合計(純資産総額)	-	537,182,399	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

(2014年12月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	U B S コモディティ・ マザーファンド	695,129,520	0.8123	564,653,710	0.7699	535,180,217	99.63

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別投資比率

(2014年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.63
合計	99.63

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。(2014年12月30日現在)

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2014年12月30日現在)

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

2014年12月30日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1期計算期間末 (2008年12月5日)	1,221	1,221	0.5278	0.5278
第2期計算期間末 (2009年12月7日)	1,609	1,609	0.6820	0.6820
第3期計算期間末 (2010年12月6日)	1,128	1,128	0.7013	0.7013
第4期計算期間末 (2011年12月5日)	1,440	1,440	0.6526	0.6526
第5期計算期間末 (2012年12月5日)	1,170	1,170	0.6796	0.6796
第6期計算期間末 (2013年12月5日)	696	696	0.7691	0.7691
第7期計算期間末 (2014年12月5日)	576	576	0.7769	0.7769
2013年12月末日	679	-	0.7978	-
2014年1月末日	649	-	0.7559	-
2014年2月末日	670	-	0.7848	-
2014年3月末日	649	-	0.7971	-
2014年4月末日	652	-	0.8110	-
2014年5月末日	676	-	0.7976	-
2014年6月末日	665	-	0.8053	-
2014年7月末日	643	-	0.7859	-
2014年8月末日	633	-	0.7778	-
2014年9月末日	632	-	0.7789	-
2014年10月末日	613	-	0.7605	-
2014年11月末日	612	-	0.7979	-
2014年12月30日	537	-	0.7362	-

## 分配の推移

期 間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000
第4期計算期間	0.0000
第5期計算期間	0.0000
第6期計算期間	0.0000
第7期計算期間	0.0000

## 収益率の推移

期 間	収益率(%)
-----	--------

第1期計算期間	47.2
第2期計算期間	29.2
第3期計算期間	2.8
第4期計算期間	6.9
第5期計算期間	4.1
第6期計算期間	13.2
第7期計算期間	1.0

## (4) 設定及び解約の実績

設定及び解約の実績は以下の通りです。

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期計算期間	12,865,557,617	10,550,437,109
第2期計算期間	1,628,911,883	1,584,639,095
第3期計算期間	422,527,345	1,173,165,143
第4期計算期間	2,858,870,518	2,259,923,531
第5期計算期間	2,258,339,383	2,743,436,484
第6期計算期間	200,768,885	1,017,614,983
第7期計算期間	89,409,029	253,021,401

(注1) 第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考) UBS コモディティ・マザーファンドの投資状況

## (1) 投資状況

(2014年12月30日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
社債券	イギリス	525,085,500	98.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	10,124,417	1.89
合計(純資産総額)	-	535,209,917	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄(2014年12月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
イギリス	社債券	UBS BLOOMBERG CMC I USD TOTAL R	555,000,000	100.00	555,000,000	94.61	525,085,500	-	2015年9月30日	98.11

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別投資比率(2014年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
社債券	98.11
合計	98.11

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。(2014年12月30日現在)

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2014年12月30日現在)

## &lt; UBSフード(豪ドル連動型) &gt;

## (1)投資状況

(2014年12月30日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,940,490,894	99.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	109,886	0.01
合計(純資産総額)	-	1,940,600,780	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

(2014年12月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	UBSコモディティ・ フード(AUD)・マ ザーファンド	1,844,047,225	1.0638	1,961,697,438	1.0523	1,940,490,894	99.99

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別投資比率

(2014年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。(2014年12月30日現在)

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2014年12月30日現在)

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

2014年12月30日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1期計算期間末 (2008年12月5日)	4,645	4,645	0.4262	0.4262
第2期計算期間末 (2009年12月7日)	5,548	5,548	0.7280	0.7280
第3期計算期間末 (2010年12月6日)	5,067	5,067	0.9322	0.9322
第4期計算期間末 (2011年12月5日)	6,950	6,950	0.8830	0.8830
第5期計算期間末 (2012年12月5日)	5,477	5,477	1.0602	1.0602
第6期計算期間末 (2013年12月5日)	2,473	2,473	0.9868	0.9868
第7期計算期間末 (2014年12月5日)	2,012	2,012	1.0083	1.0083
2013年12月末日	2,346	-	0.9832	-
2014年1月末日	2,121	-	0.9254	-
2014年2月末日	2,384	-	1.0266	-
2014年3月末日	2,605	-	1.1215	-
2014年4月末日	2,624	-	1.1575	-
2014年5月末日	2,473	-	1.1116	-
2014年6月末日	2,390	-	1.1108	-
2014年7月末日	2,142	-	1.0156	-
2014年8月末日	2,102	-	1.0036	-
2014年9月末日	1,875	-	0.9175	-
2014年10月末日	1,996	-	0.9824	-
2014年11月末日	2,115	-	1.0347	-
2014年12月30日	1,940	-	0.9966	-

## 分配の推移

期 間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000
第4期計算期間	0.0000
第5期計算期間	0.0000
第6期計算期間	0.0000
第7期計算期間	0.0000

## 収益率の推移

期 間	収益率(%)
-----	--------

第1期計算期間	57.4
第2期計算期間	70.8
第3期計算期間	28.0
第4期計算期間	5.3
第5期計算期間	20.1
第6期計算期間	6.9
第7期計算期間	2.2

## (4) 設定及び解約の実績

設定及び解約の実績は以下の通りです。

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期計算期間	30,614,419,767	19,714,553,422
第2期計算期間	1,942,638,756	5,221,157,418
第3期計算期間	2,025,131,302	4,209,710,452
第4期計算期間	10,967,856,863	8,533,778,414
第5期計算期間	2,839,725,130	5,543,937,825
第6期計算期間	461,579,917	3,121,099,876
第7期計算期間	330,757,364	841,501,686

(注1) 第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

## (参考)UBSコモディティ・フード(AUD)・マザーファンドの投資状況

## (1)投資状況

(2014年12月30日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
社債券	イギリス	1,914,256,800	98.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	26,190,909	1.35
合計(純資産総額)	-	1,940,447,709	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄(2014年12月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
イギリス	社債券	UBS BLOOMBERG FOOD AUD HEDGED	1,832,000,000	105.65	1,935,508,000	104.49	1,914,256,800	-	2015年9月30日	98.65

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率(2014年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
社債券	98.65
合計	98.65

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。(2014年12月30日現在)

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2014年12月30日現在)

## &lt; UBS原油(WTI先物指数連動型) &gt;

## (1)投資状況

(2014年12月30日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
社債券	イギリス	1,083,673,800	204.39
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	553,485,455	104.39
合計(純資産総額)	-	530,188,345	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 投資比率は、当ファンドの追加・解約と有価証券売買の計上タイミングがずれること等により、一時的に100%超の数値となる場合があります。(以下同じ。)

## (2)投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

(2014年12月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額	帳簿価額	評価額	評価額	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
				単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
イギ リス	社債券	UBS Bloomberg CMC1 WTI Crude Oil	1,374,000,000	82.46	1,133,099,830	78.87	1,083,673,800	-	2015年1月23日	204.39

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別投資比率

(2014年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
社債券	204.39
合計	204.39

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。同比率は、当ファンドの追加・解約と有価証券売買の計上タイミングがずれること等により、一時的に100%超の数値となる場合があります。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。(2014年12月30日現在)

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2014年12月30日現在)

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

2014年12月30日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1期計算期間末 (2009年12月7日)	1,228	1,228	1.5240	1.5240
第2期計算期間末 (2010年12月6日)	1,272	1,272	1.3884	1.3884
第3期計算期間末 (2011年12月5日)	1,703	1,703	1.3793	1.3793
第4期計算期間末 (2012年12月5日)	1,336	1,336	1.2752	1.2752
第5期計算期間末 (2013年12月5日)	308	308	1.6818	1.6818
第6期計算期間末 (2014年12月5日)	282	282	1.5210	1.5210
2013年12月末日	289	-	1.7490	-
2014年1月末日	300	-	1.6702	-
2014年2月末日	304	-	1.7296	-
2014年3月末日	301	-	1.7417	-
2014年4月末日	270	-	1.7521	-
2014年5月末日	268	-	1.7767	-
2014年6月末日	242	-	1.8305	-
2014年7月末日	227	-	1.7975	-
2014年8月末日	283	-	1.7566	-
2014年9月末日	286	-	1.8255	-
2014年10月末日	283	-	1.6201	-
2014年11月末日	287	-	1.6165	-
2014年12月30日	530	-	1.3053	-

## 分配の推移

期 間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000
第4期計算期間	0.0000
第5期計算期間	0.0000
第6期計算期間	0.0000

## 収益率の推移

期 間	収益率(%)
第1期計算期間	52.4
第2期計算期間	8.9
第3期計算期間	0.7
第4期計算期間	7.5
第5期計算期間	31.9
第6期計算期間	9.6

## (4) 設定及び解約の実績

設定及び解約の実績は以下の通りです。

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期計算期間	9,568,514,145	8,762,545,441
第2期計算期間	763,098,010	652,602,066
第3期計算期間	1,613,385,595	1,294,596,236
第4期計算期間	1,029,826,472	1,217,010,678
第5期計算期間	40,003,653	904,805,598
第6期計算期間	102,278,229	100,106,858

(注1) 第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

## &lt; UBS マネー &gt;

## (1) 投資状況

(2014年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	129,985,469	100.00
合計(純資産総額)	-	129,985,469	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。(2014年12月30日現在)

## 種類別投資比率

該当事項はありません。(2014年12月30日現在)

## 投資不動産物件

該当事項はありません。(2014年12月30日現在)

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2014年12月30日現在)

## (3)運用実績

## 純資産の推移

2014年12月30日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1期計算期間末 (2008年12月5日)	691	691	1.0016	1.0016
第2期計算期間末 (2009年12月7日)	586	586	1.0013	1.0013
第3期計算期間末 (2010年12月6日)	254	254	1.0021	1.0021
第4期計算期間末 (2011年12月5日)	420	420	1.0028	1.0028
第5期計算期間末 (2012年12月5日)	316	316	1.0036	1.0036
第6期計算期間末 (2013年12月5日)	212	212	1.0042	1.0042
第7期計算期間末 (2014年12月5日)	130	130	1.0045	1.0045
2013年12月末日	215	-	1.0042	-
2014年1月末日	217	-	1.0042	-
2014年2月末日	201	-	1.0043	-
2014年3月末日	206	-	1.0043	-
2014年4月末日	148	-	1.0043	-
2014年5月末日	147	-	1.0044	-
2014年6月末日	148	-	1.0044	-
2014年7月末日	148	-	1.0045	-
2014年8月末日	148	-	1.0045	-
2014年9月末日	145	-	1.0045	-
2014年10月末日	146	-	1.0045	-
2014年11月末日	131	-	1.0045	-
2014年12月30日	129	-	1.0046	-

## 分配の推移

期 間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000
第4期計算期間	0.0000
第5期計算期間	0.0000
第6期計算期間	0.0000
第7期計算期間	0.0000

## 収益率の推移

期 間	収益率(%)
第1期計算期間	0.2
第2期計算期間	0.0
第3期計算期間	0.1
第4期計算期間	0.1
第5期計算期間	0.1
第6期計算期間	0.1
第7期計算期間	0.0

## (4) 設定及び解約の実績

設定及び解約の実績は以下の通りです。

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期計算期間	14,631,230,091	13,940,544,927
第2期計算期間	5,736,435,604	5,841,778,516
第3期計算期間	1,221,659,238	1,552,814,967
第4期計算期間	2,442,403,473	2,277,317,748
第5期計算期間	1,147,259,824	1,250,772,719
第6期計算期間	300,734,475	405,230,819
第7期計算期間	45,288,713	126,744,076

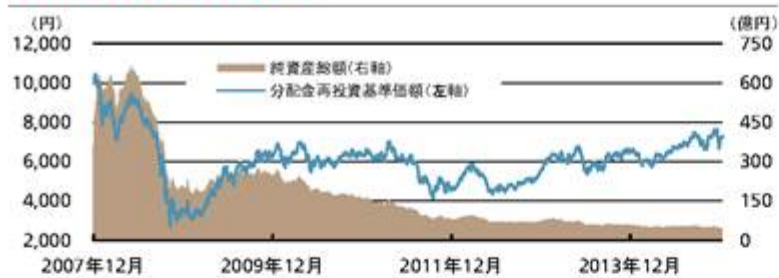
(注1) 第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

## &lt; 参考情報 &gt;

## [UBS BRIC]

## 基準価額・純資産の推移 (2014年12月30日現在)



## 分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2010年12月	0円
2011年12月	0円
2012年12月	0円
2013年12月	0円
2014年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものと算出。

## 主要な資産の状況 (2014年12月30日現在)

## 組入上位10銘柄

国/地域	種類	銘柄名	業種	投資比率
1 イギリス	社債券	UBS AG PERLES MSCI(MSCI INDIA)	—	17.35%
2 ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サービス	4.78%
3 香港	株式	CHINA MOBILE LIMITED	電気通信サービス	4.62%
4 中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	3.76%
5 中国	株式	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHIN-H	銀行	3.40%
6 中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	2.83%
7 ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PF	銀行	2.24%
8 中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO LIMITED-H	保険	1.86%
9 ブラジル	株式	AMBEV SA	食品・飲料・タバコ	1.81%
10 ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA-PF	銀行	1.74%

## 国/地域別投資比率

国/地域	投資比率
1 中国	29.61%
2 ブラジル	21.33%
3 イギリス	17.35%
4 香港	11.07%
5 ケイマン	9.98%
6 ロシア	8.14%
7 ハビニューダ	2.17%
現金・預金・その他の資産	0.35%
合計	100.00%

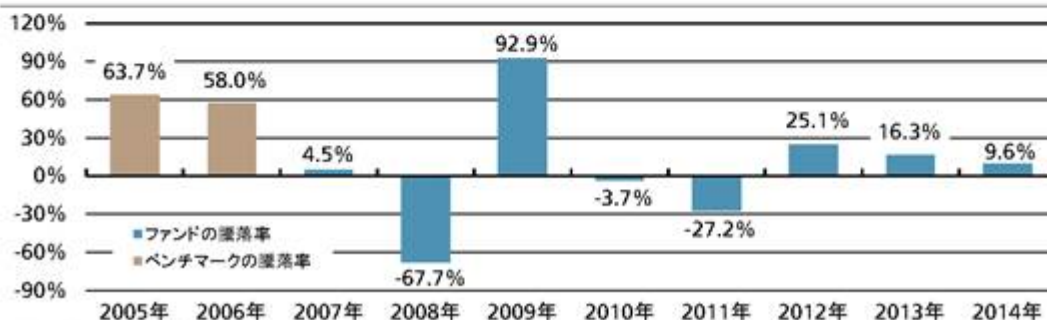
※投資比率は、UBS BRICマザーファンドの純資産総額に占める割合。

※ファンドの純資産総額に対し、UBS BRICマザーファンドを99.16%組入れております。

※業種は、ブルームバーグ業種分類に基づいています。

※「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されるため、当ファンドの収益の源泉となる国(BRIC)とは一致しない場合があります。なお、上記「イギリス」はインドの株価指数に連動する社債を組入れたものです。

## 年間収益率の推移 (2014年12月30日現在)



※税引前分配金を再投資したものと算出。

※2007年については、当初設定日(2007年12月19日)から年末までの騰落率。

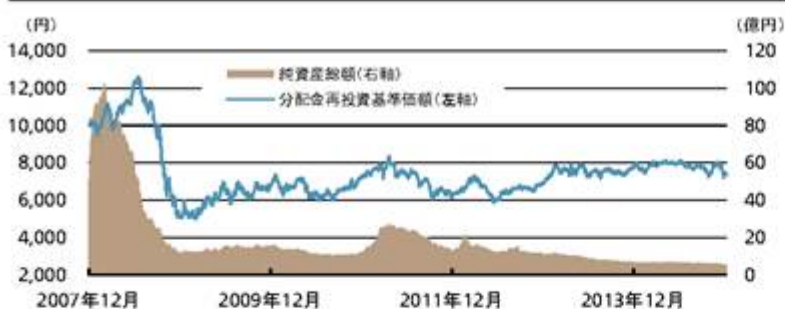
※2006年以前は、ベンチマークの騰落率を表示。

※ベンチマークの騰落率は、MSCI BRIC インデックスを委託会社が円換算し算出。

・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

## [UBS コモディティ]

## 基準価額・純資産の推移(2014年12月30日現在)



## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

年	1万口当たり (円)
2010年12月	0円
2011年12月	0円
2012年12月	0円
2013年12月	0円
2014年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものと算出。

## 主要な資産の状況(2014年12月30日現在)

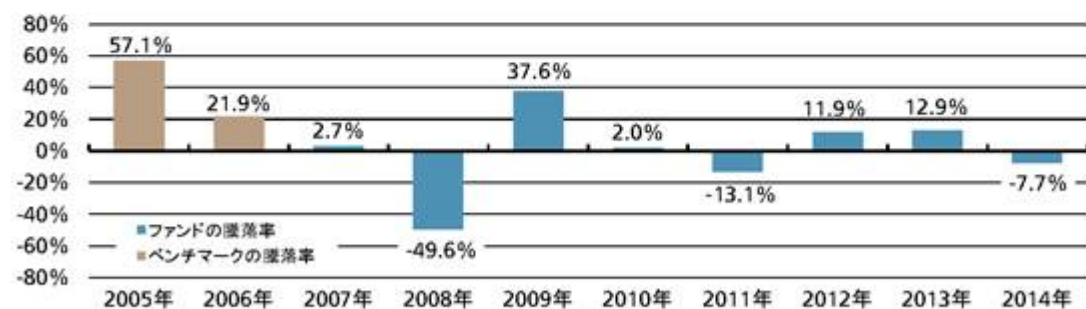
## 主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	投資比率
イギリス	社債券	UBS BLOOMBERG CMCI USD TOTAL R	—	2015年9月30日	98.11%

※投資比率は、UBSコモディティ・マザーファンドの純資産総額に占める割合。

※ファンドの純資産総額に対し、UBSコモディティ・マザーファンドを99.63%組入れております。

## 年間収益率の推移(2014年12月30日現在)



※税引前分配金を再投資したものと算出。

※2007年については、当初設定日(2007年12月19日)から年末までの騰落率。

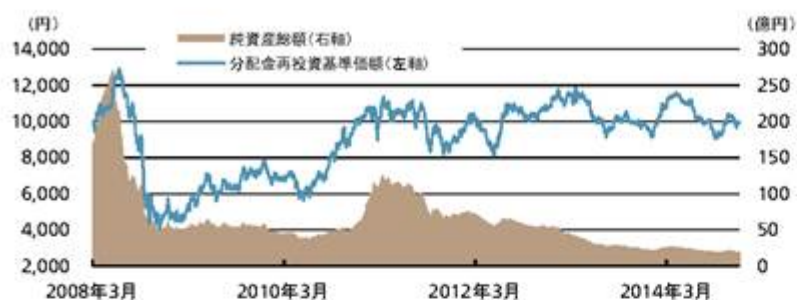
※2006年以前は、ベンチマークの騰落率を表示。

※ベンチマークの騰落率は、UBSブルームバーグCMCI総合指数を委託会社が円換算し算出。

・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

## [UBS フード(豪ドル連動型)]

## 基準価額・純資産の推移(2014年12月30日現在)



## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

時期	1万口当たり (税引前) (円)
2010年12月	0円
2011年12月	0円
2012年12月	0円
2013年12月	0円
2014年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。

## 主要な資産の状況(2014年12月30日現在)

## 主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	投資比率
イギリス	社債券	UBS BLOOMBERG FOOD AUD HEDGED	—	2015年9月30日	98.65%

※投資比率は、UBSコモディティ・フード(AUD)・マザーファンドの純資産総額に占める割合。

※ファンドの純資産総額に対し、UBSコモディティ・フード(AUD)・マザーファンドを99.99%組入れております。

## 年間収益率の推移(2014年12月30日現在)



※税引前分配金を再投資したものとして算出。

※2008年については、当初設定日(2008年3月25日)から年末までの騰落率。

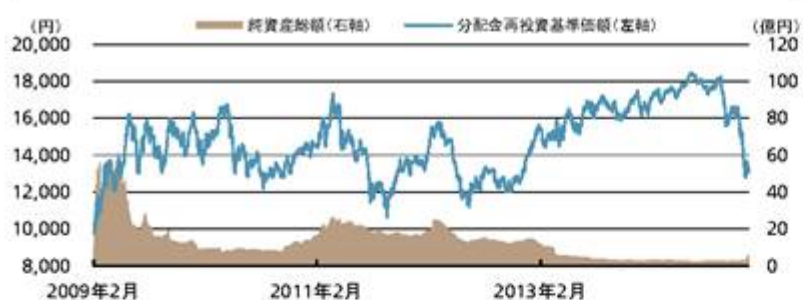
※2007年以前は、ベンチマークの騰落率を表示。

※ベンチマークの騰落率は、UBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクターを委託会社において豪ドルヘッジベースに計算したものを円換算し算出。

・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

## [UBS 原油(WTI先物指数連動型)]

## 基準価額・純資産の推移(2014年12月30日現在)



## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2010年12月	0円
2011年12月	0円
2012年12月	0円
2013年12月	0円
2014年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものと算出。

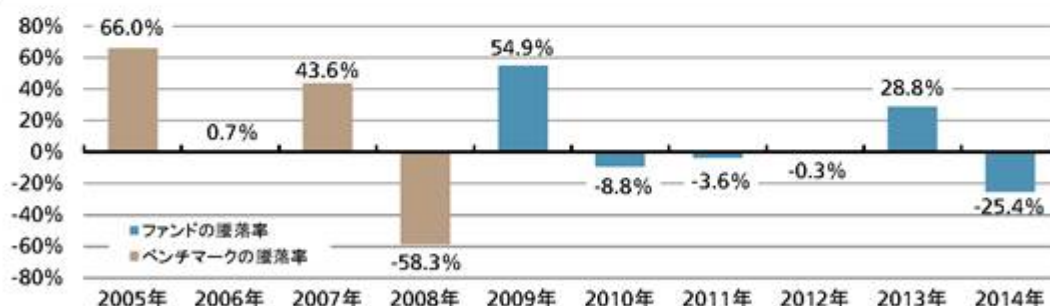
## 主要な資産の状況(2014年12月30日現在)

## 主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	投資比率
イギリス	社債券	UBS BLOOMBERG CMCI WTI CRUDE OIL	—	2015年1月23日	204.39%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。同比率は、当ファンドの追加・解約と有価証券売買の計上タイミングがずれること等により、一時的に100%超の数値となる場合があります。

## 年間収益率の推移(2014年12月30日現在)



※税引前分配金を再投資したものと算出。

※2009年については、当初設定日(2009年2月16日)から年末までの騰落率。

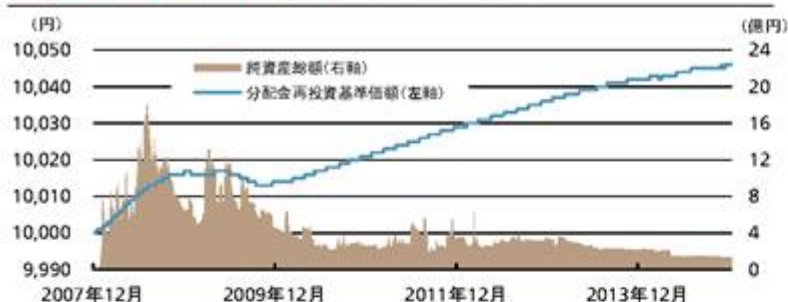
※2008年以前は、ベンチマークの騰落率を表示。

※ベンチマークの騰落率は、UBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数を委託会社が円換算し算出。

・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

## [UBS マネー]

## 基準価額・純資産の推移(2014年12月30日現在)



## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

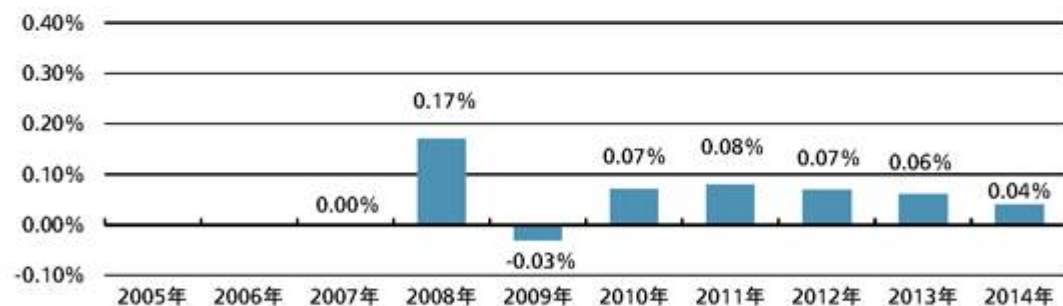
年月	1万口当たり (円)
2010年12月	0円
2011年12月	0円
2012年12月	0円
2013年12月	0円
2014年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものと算出。

## 主要な資産の状況(2014年12月30日現在)

現・預金等であり、有価証券等の組入れはありません。

## 年間収益率の推移(2014年12月30日現在)



※税引前分配金を再投資したものと算出。

※2007年については、当初設定日(2007年12月19日)から年末までの騰落率。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （申込期間）

- ・ 平成27年2月28日から平成27年9月4日まで  
申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。  
「UBSマネー」の買付申込はスイッチングによる場合のみとします。

#### （申込の受付）

- ・ 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、買付申込が行なわれ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。
- ・ グローバル・アンプレアの各ファンドは「自動けいぞく投資」専用ですので、お申込に際しては、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定）を締結していただきます。

買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### （申込単位）

- ・ 1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が定める単位とします。  
申込単位の詳細は、販売会社にお問い合わせください。  
収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

#### （申込価額）

- ・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。（当初元本1口 = 1円）

#### （申込代金のお支払い）

- ・ 販売会社の定める期日までにお支払いください。

#### （申込受付の中止等）

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは買付申込の受付を中止すること、および既に受付けた買付申込を取消することがあります。
- ・ 投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、買付申込の受付を制限する場合があります。

#### （申込不可日）

- ・ お申込日が、海外市場の休業日と同日の場合には、買付申込は受け付けません。

海外市場の休業日：

「UBSコモディティ」、「UBSフード（豪ドル連動型）」、「UBS原油（WTI先物指数連動型）」、「UBSマネー」の場合

ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日をいいます。

「UBS BRIC」の場合

上記に加え、サンパウロ証券取引所、ロシア証券取引所、ボンベイ証券取引所もしくは香港取引決済所の休業日をいいます。

## 2【換金（解約）手続等】

### （換金の受付）

- 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、換金申請が行なわれ、かつ換金申請にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申請分とします。

### （換金単位）

- 1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が定める単位とします。  
換金単位の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

### （解約の価額）

UBS BRIC	換金申込受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額
UBSコモディティ	換金申込受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額
UBSフード（豪ドル連動型）	換金申込受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額
UBS原油（WTI先物指数連動型）	換金申込受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額
UBSマネー	換金申込受付日の翌営業日の基準価額

換金時の費用や税金についての詳細は前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

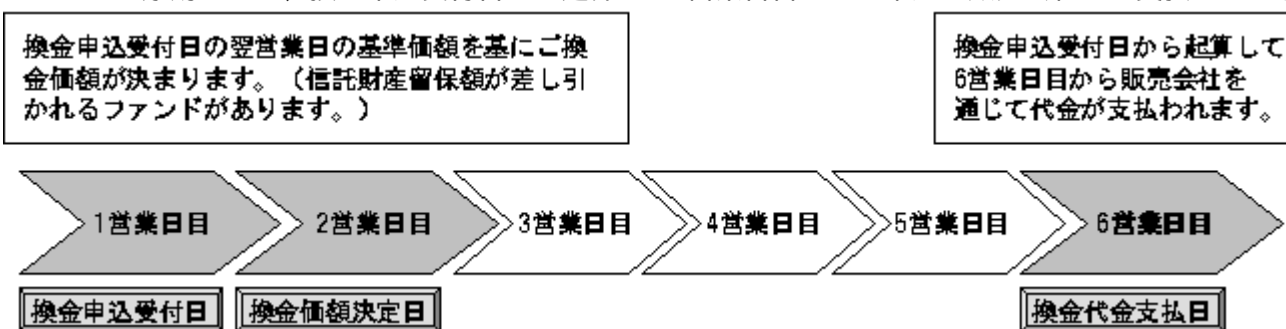
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### （信託財産留保額）

- 換金申込受付日の翌営業日の基準価額の0.3%  
「UBSマネー」には信託財産留保額はありません。

### （換金代金の支払い）

- 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお申込の販売会社でお支払いします。



### （換金申込受付の中止等）

- 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは換金のお申込の受付を中止すること、および既に受付けた換金のお申込を取消することがあります。
- 前記のご換金のお申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金のお申込を撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込を撤回しない場合には、

当該受益権のご換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金のお申込を受付けたものとして計算された価額とします。

（換金申込不可日）

- ・ お申込日が、海外市場の休業日と同日の場合には、換金のお申込は受けません。  
海外市場の休業日の詳細については、前記「1 申込（販売）手続等（申込不可日）」をご覧ください。

換金（解約）の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金請求を受益者がするときは、販売会社に対して振替受益権をもって行なうものとしします。

（スイッチング手続）

（グローバル・アンブレラのスイッチング）

- ・ 「グローバル・アンブレラ」を構成するファンド間でスイッチングが可能です。ただし、販売会社によりスイッチングができない場合があります。
- ・ 「UBSマネー」は、スイッチングによる買付申込のみとなります。
- ・ 「UBSマネー」以外のファンドから他ファンドにスイッチングする場合には、一旦、「UBSマネー」にスイッチングし、後日、他ファンドへスイッチングする必要があります。

スイッチングとは、「グローバル・アンブレラ」を構成する各ファンドの受益者が、保有する当該ファンドの換金代金をもって、その支払いを行った販売会社で、他の構成ファンドの買付の申込を行うことをいいます。

（その他）

- ・ 申込方法、申込受付の中止、申込不可日等は、前記「1 申込（販売）手続等」および「2 換金（解約）手続等」の場合と同様です。

（グローバル・アンブレラのファンド間のスイッチング・イメージ）



（注）販売会社によりスイッチングができない場合、またはスイッチングの対象ファンドが異なる場合があります。詳しくは、各販売会社へお問い合わせください。

「UBSマネー」へスイッチングする場合：

スイッチング元ファンドの換金時の差益に対して税金がかかりますので、税金が差し引かれた換金代金をもって「UBSマネー」の買付申込が行われます。このときにはスイッチング手数料はかかりません。

#### 後日「UBSマネー」から他ファンドへスイッチングする場合：

前記のスイッチングの際と同様に「UBSマネー」の換金時の差益に対して税金が差し引かれますが、その換金代金からスイッチング手数料が差し引かれた額をもってスイッチング先ファンドの買付申込が行われます。

スイッチングの際の換金時の差益にかかる税金は、通常の換金のお申込をされた場合と同様です。詳しくは、前述の「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### （基準価額の算定）

- ・ 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。当ファンドの場合、1万口当たりで表示されます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

##### （基準価額の算出頻度と公表）

- ・ 基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせ頂くことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくこともできます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

#### (2)【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

平成29年12月5日までとします。ただし、信託期間の延長が受益者に有利であると認められたときは、受託者と協議のうえ、信託期間の延長をすることができます。

また、後記「(5)その他[信託の終了]」に該当する場合は、信託を終了させることがあります。

#### (4)【計算期間】

原則として毎年12月6日から翌年12月5日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を計算期間終了日とします。また、最終計算期間の終了日はファンドの信託終了の日とします。

#### (5)【その他】

##### [信託の終了]

##### （信託契約の解約）

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が各ファンド30億円（「UBS原油（WTI先物指数連動型）」は20億円、「UBSマネー」は100万円）を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信

託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、前記 a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前記 b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記 c. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行いません。
- e. 前記 b. から d. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、b. から d. までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### （信託契約に関する監督官庁の命令）

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

#### （委託会社の登録取消等に伴う取扱い）

- ・ 委託会社が監督官庁より登録取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ・ 前記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### （受託会社の辞任および解任に伴う取扱い）

- ・ 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- ・ 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### [運用報告書の作成]

- a. 委託会社は、計算期間の終了日毎（毎年12月）および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などのうち重要なものを記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面）を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。
- b. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を電磁的方法により提供します。

- c. 前記b.の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から請求があった場合には、運用報告書(全体版)を書面により提供します。

#### [信託約款の変更]

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は[信託約款の変更]に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- b. 委託会社は、前記a.の事項(前記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記a.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前記a.からe.にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません

#### [関係法人との間の契約書の内容について]

- i. 委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」(同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を含みます。)は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとしします。
- ii. マザーファンドの投資顧問会社との投資顧問契約は、マザーファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、当事者の一方が、相手方に30日前までに通知をなすことにより契約を終了させることができます。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

##### (1) 収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は税引後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 償還金受領権

受益者は、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5営業日まで)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において行なうものとし、

受託会社は一部解約金について、解約請求の受付日から起算して原則として6営業日目からお支払いいたします。

受託会社は前記に規定する支払開始日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払について、その責任を負いません。

### (4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### グローバル・アンブレラ UBS BRIC

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(平成25年12月6日から平成26年12月5日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】  
【グローバル・アンブレラ UBS BRIC】  
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成25年12月 5日現在	当期 平成26年12月 5日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	58,539,203	49,837,067
親投資信託受益証券	5,762,285,592	5,011,374,530
未収入金	85,000,000	73,000,000
未収利息	48	13
流動資産合計	5,905,824,843	5,134,211,610
資産合計	5,905,824,843	5,134,211,610
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	44,885,486	36,050,272
未払受託者報酬	2,170,626	1,957,363
未払委託者報酬	37,210,590	33,554,794
その他未払費用	2,169,621	939,246
流動負債合計	86,436,323	72,501,675
負債合計	86,436,323	72,501,675
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	9,016,109,505	6,734,654,200
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,196,720,985	1,672,944,265
（分配準備積立金）	420,852,687	435,351,678
元本等合計	5,819,388,520	5,061,709,935
純資産合計	5,819,388,520	5,061,709,935
負債純資産合計	5,905,824,843	5,134,211,610

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 至	平成24年12月 6日 平成25年12月 5日	自 至	平成25年12月 6日 平成26年12月 5日
<b>営業収益</b>				
受取利息		24,032		11,618
有価証券売買等損益		1,697,842,923		817,588,938
その他収益		-		5,832,507
<b>営業収益合計</b>		<b>1,697,866,955</b>		<b>823,433,063</b>
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		4,885,465		3,890,695
委託者報酬		83,750,677		66,697,617
その他費用		2,169,621		939,246
<b>営業費用合計</b>		<b>90,805,763</b>		<b>71,527,558</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>		<b>1,607,061,192</b>		<b>751,905,505</b>
<b>経常利益又は経常損失（ ）</b>		<b>1,607,061,192</b>		<b>751,905,505</b>
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>		<b>1,607,061,192</b>		<b>751,905,505</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		463,478,776		41,589,220
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>		<b>6,418,620,224</b>		<b>3,196,720,985</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,204,446,103		826,447,697
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,204,446,103		826,447,697
剰余金減少額又は欠損金増加額		126,129,280		12,987,262
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		126,129,280		12,987,262
分配金		-		-
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>		<b>3,196,720,985</b>		<b>1,672,944,265</b>

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## 親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

## 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成25年12月 5日現在	当期 平成26年12月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	9,016,109,505口	6,734,654,200口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,196,720,985円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,672,944,265円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6454円 (6,454円)	0.7516円 (7,516円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	当期 自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(142,602,151円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(23,526,422円)、および分配準備積立金(278,250,536円)より分配対象収益は、444,379,109円(1万口当たり492円)ですが、分配を行っておりません。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(120,166,621円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(19,349,417円)、および分配準備積立金(315,185,057円)より分配対象収益は、454,701,095円(1万口当たり675円)ですが、分配を行っておりません。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>
<p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.21%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額</p>	<p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>同左</p>

(金融商品に関する注記)

## . 金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、社債券です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期	当期
	平成25年12月 5日現在	平成26年12月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	平成25年12月 5日現在	平成26年12月 5日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,209,655,970	762,067,352
合計	1,209,655,970	762,067,352

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 前期（平成25年12月 5日現在）

該当事項はありません。

## 当期（平成26年12月 5日現在）

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 前期（自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日）

該当事項はありません。

## 当期（自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日）

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	前期	当期
	自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日

元本の推移		
期首元本額	13,263,467,769円	9,016,109,505円
期中追加設定元本額	318,950,188円	42,787,545円
期中一部解約元本額	4,566,308,452円	2,324,242,850円

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	U B S B R I Cマザーファンド	6,130,871,703	5,011,374,530	
合計			5,011,374,530	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは「UBS BRICマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBS BRICマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

## UBS BRICマザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

	平成25年12月 5日現在	平成26年12月 5日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	67,143,242	51,875,983
コール・ローン	69,548	75,309
株式	4,914,469,593	4,093,957,722
社債券	835,776,898	907,191,916
派生商品評価勘定	287,507	245,306
未収入金	27,885,101	27,086,883
未収配当金	1,542,129	3,921,652
流動資産合計	5,847,174,018	5,084,354,771
資産合計	5,847,174,018	5,084,354,771
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	154,505	34,618
未払解約金	85,000,000	73,000,000
流動負債合計	85,154,505	73,034,618
負債合計	85,154,505	73,034,618
純資産の部		
元本等		
元本	8,313,786,745	6,130,871,703
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	2,551,767,232	1,119,551,550
元本等合計	5,762,019,513	5,011,320,153
純資産合計	5,762,019,513	5,011,320,153
負債純資産合計	5,847,174,018	5,084,354,771

## (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1.有価証券の評価基準及び評価方法

## (1)株式

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

## (2)社債券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。

## 2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

## 3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

## 4.収益及び費用の計上基準

## (1)配当株式の計上基準

配当株式は、原則として配当株式に伴う費用が確定した段階で、株式の配当落ち日翌日に計上した数量に相当する券面額または発行価額を計上しております。

## (2)有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

## 5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1)外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## (2)金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	平成25年12月 5日現在	平成26年12月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	8,313,786,745口	6,130,871,703口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,551,767,232円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,119,551,550円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6931円 (6,931円)	0.8174円 (8,174円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、株式、社債等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式、社債、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成25年12月 5日現在	平成26年12月 5日現在
----	---------------	---------------

1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	平成25年12月 5日現在	平成26年12月 5日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	215,214,594	205,121,983
社債券	59,438,312	236,208,242
合計	155,776,282	31,086,259

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

平成25年12月 5日現在

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		

市場取引以外の取引	為替予約取引 買 建				
	米ドル	60,660,703	-	60,506,198	154,505
	売 建				
	米ドル	85,000,000	-	84,900,545	99,455
	ブラジル・リアル	5,907,163	-	5,844,451	62,712
	ユーロ	4,044,340	-	4,033,900	10,440
	香港ドル	50,709,200	-	50,594,300	114,900
	合計	206,321,406	-	205,879,394	133,002

平成26年12月 5日現在

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買 建				
	米ドル	45,372,643	-	45,338,025	34,618
	売 建				
	米ドル	73,000,000	-	72,817,682	182,318
	ブラジル・リアル	2,393,843	-	2,358,655	35,188
	香港ドル	42,978,800	-	42,951,000	27,800
	合計	163,745,286	-	163,465,362	210,688

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日

関連当事者の名称	当ファンドと当該関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当計算期間末残高

UBS AG London Branch	当ファンドの運用の指図を行う投資信託委託会社の親会社	発行社債の購入にかかる受渡代金 発行社債の売却にかかる受渡代金	- 円 428,492,368円	社債券	835,776,898円
----------------------	----------------------------	------------------------------------	---------------------	-----	--------------

自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日

関連当事者の名称	当ファンドと当該関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当計算期間末残高
UBS AG London Branch	当ファンドの運用の指図を行う投資信託委託会社の親会社	発行社債の購入にかかる受渡代金 発行社債の売却にかかる受渡代金	- 円 318,219,605円	社債券	907,191,916円

(注)

## 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

当該債券への投資は、債券価格と当ファンドが連動を目指す指数との連動性に鑑み、UBS AGが発行する社債券に対して行なっております。

なおUBS AGは、信用力や同種債券の発行実績等の条件を総合的に勘案して選定した発行体です。

## 2. 取引条件の変更及び当該変更が財務諸表に与えている影響

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日
1. 元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	12,397,005,065円	8,313,786,745円
期中追加設定元本額	105,896,955円	1,272,751円
期中一部解約元本額	4,189,115,275円	2,184,187,793円
2. 計算期間末日における元本の内訳		
グローバル・アンブレラ UBS BRIC	8,313,786,745円	6,130,871,703円
合計	8,313,786,745円	6,130,871,703円

## (3) 附属明細表

第1 有価証券明細表  
株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	AK TRANSNEFT OAO-PREF	38	2,322.28	88,246.77	
	GAZPROM OAO-SPON ADR	152,652	5.36	818,214.72	
	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO LTD-B	26,700	1.58	42,266.10	
	LUKOIL OAO-SPON ADR	13,153	46.02	605,301.06	
	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	2,362	85.51	201,974.62	
	ROSNEFT OJSC-REG S GDR	29,604	4.25	125,817.00	

	SURGUTNEFTEGAS-PF	58,178	0.68	39,562.08
	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	32,199	5.74	184,886.65
	TATNEFT-SPONSORED REGS GDR	6,004	28.63	171,894.52
	ALROSA AO	41,430	0.95	39,476.78
	MMC NORILSK NICKEL JSC-ADR	14,060	18.20	255,892.00
	SEVERSTAL PAO-GDR REG S	5,039	9.11	45,930.48
	URALKALI-SPON GDR	7,284	12.49	90,977.16
	MAGNIT PJSC-SPON GDR REGS	6,650	54.30	361,095.00
	SBERBANK-PF	28,582	0.94	27,002.87
	VTB BANK OJSC	31,319,377	0.00	30,003.96
	VTB BANK OJSC-GDR-REG S/WI	49,462	2.07	102,386.34
	MICEX-RTS	33,638	1.14	38,408.03
	MEGAFON OAO GDR	2,643	20.10	53,124.30
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	13,634	10.87	148,201.58
	ROSTELECOM-SPONSORED ADR	3,403	11.72	39,883.16
	SISTEMA JSFC-REG S SPONS GDR	4,522	3.90	17,635.80
	RUSHYDRO JSC-ADR	29,247	1.17	34,482.21
	小計			3,562,663.19 (426,913,930)
ブラジル・ リアル	COSAN SA INDUSTRIA COMERCIO	3,200	31.00	99,200.00
	PETROLEO BRASILEIRO SA	75,740	11.43	865,708.20
	PETROLEO BRASILEIRO SA-PF	107,228	12.23	1,311,398.44
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	9,416	51.29	482,946.64
	BRADSPAR SA-PF	6,077	13.67	83,072.59
	BRASKEM SA-PF A	3,754	19.26	72,302.04
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	14,890	5.44	81,001.60
	DURATEX SA	9,919	7.85	77,864.15
	FIBRIA CELULOSE SA	6,560	30.11	197,521.60
	GERDAU SA-PF	23,053	10.07	232,143.71
	KLABIN SA-UNIT	11,800	13.84	163,312.00
	METALURGICA GERDAU SA-PF	6,500	11.84	76,960.00
	SUZANO PAPEL E CELULOSE SA- PF A	7,300	10.86	79,278.00
	USINAS SIDERURGICAS DE MINAS GERAIS-PF A	11,100	4.95	54,945.00
	VALE SA	33,044	21.67	716,063.48
	VALE SA-PF	50,027	18.50	925,499.50
	EMBRAER SA	16,800	22.99	386,232.00
	WEG SA	7,580	30.42	230,583.60
	CCR SA	22,200	15.98	354,756.00
	ECORODOVIAS INFRA E LOG SA	4,300	9.86	42,398.00
	LOCALIZA RENT A CAR SA	4,195	34.01	142,671.95

CYRELA BRAZIL REALTY SA EMPREENHIMENTOS E PARTICIPACOES	7,500	11.66	87,450.00
ESTACIO PARTICIPACOES SA	7,900	25.66	202,714.00
KROTON EDUCACIONAL SA	35,640	16.75	596,970.00
B2W CIA DIGITAL	2,802	27.35	76,634.70
LOJAS AMERICANAS SA	6,250	12.92	80,750.00
LOJAS AMERICANAS SA-PF	13,051	16.50	215,341.50
LOJAS RENNER S.A.	3,200	75.00	240,000.00
REFINARIA PETROLEO IPIRANGA-PF	2,274	0.00	0.00
VIA VAREJO SA	2,400	22.15	53,160.00
CIA BRASILEIRA DE DISTRIBUICAO GRUPO PAO DE ACUCAR-PF	3,471	104.30	362,025.30
RAIA DROGASIL SA	6,000	24.81	148,860.00
AMBEV SA	121,724	15.71	1,912,284.04
BRF SA	17,002	63.40	1,077,926.80
JBS SA	18,413	11.52	212,117.76
M DIAS BRANCO SA	700	93.00	65,100.00
SOUZA CRUZ SA	9,200	18.98	174,616.00
HYPERMARCAS S.A	8,400	16.85	141,540.00
NATURA COSMETICOS SA	4,100	33.25	136,325.00
ODONTOPREV S.A.	7,600	9.75	74,100.00
QUALICORP SA	4,700	27.40	128,780.00
BANCO BRADESCO SA	16,500	35.61	587,565.00
BANCO BRADESCO SA-PF	54,427	36.65	1,994,749.55
BANCO DO BRASIL SA	21,825	26.64	581,418.00
BANCO ESTADO RIO GRANDE SUL SA-PF B	4,814	13.59	65,422.26
BANCO SANTANDER BRASIL SA- UNIT	11,984	14.13	169,333.92
ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PF	71,390	36.34	2,594,312.60
ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU SA-PF	81,778	9.80	801,424.40
BM&F BOVESPA SA	45,806	9.63	441,111.78
CETIP SA-MERCADOS ORGANIZADOS	5,420	32.50	176,150.00
BB SEGURIDADE PARTICIPACOES SA	18,000	31.50	567,000.00
PORTO SEGURO SA	3,600	31.03	111,708.00
SUL AMERICA SA - UNITS	4,583	12.62	57,837.46
BR MALLS PARTICIPACOES SA	11,200	16.55	185,360.00
MULTIPLAN EMPREENHIMENTOS IMOBILIARIOS S	2,200	48.31	106,282.00
CIELO SA	18,254	42.30	772,144.20
TOTVS SA	3,490	34.48	120,335.20

	01 SA-PF	63,030	1.22	76,896.60	
	TELEFONICA BRASIL SA-PF	7,441	48.35	359,772.35	
	TIM PARTICIPACOES SA	22,878	11.35	259,665.30	
	AES TIETE SA-PF	3,900	18.40	71,760.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILEIRAS SA	6,113	5.88	35,944.44	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILEIRAS SA-PF B	5,911	7.01	41,436.11	
	CIA ENERGETICA DE MINAS GERAIS-PF	19,308	13.43	259,306.44	
	CIA ENERGETICA DE SAO PAULO-PF B	5,300	26.26	139,178.00	
	CIA PARANAENSE DE ENERGIA- PF B	2,500	34.10	85,250.00	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP CPFL ENERGIA SA	8,700	18.25	158,775.00	
	EDP - ENERGIAS DO BRASIL SA	6,600	9.67	63,822.00	
	TRACTEBEL ENERGIA SA	4,078	33.23	135,511.94	
	TRANSMISSORA ALIANCA DE ENERGIA EL-UNIT	2,200	18.85	41,470.00	
	小計			23,841,621.15 (1,102,674,978)	
ユーロ	SBERBANK OF THE RUSSIA- SPONSORED ADR	69,856	4.45	311,418.04	
	小計			311,418.04 (46,223,779)	
香港ドル	CHINA COAL ENERGY COMPANY- H	117,112	5.31	621,864.72	
	CHINA OILFIELD SERVICES LIMITED-H	50,000	13.86	693,000.00	
	CHINA PETROLEUM AND CHEMICAL CORPORATI-H	659,300	6.52	4,298,636.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY COMPANY LIMITED-H	89,562	23.80	2,131,575.60	
	CNOOC LIMITED	458,847	10.98	5,038,140.06	
	KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	86,000	8.04	691,440.00	
	PETROCHINA COMPANY LIMITED- H	544,285	8.50	4,626,422.50	
	YANZHOU COAL MINING COMPANY LIMITED-H	48,400	7.18	347,512.00	
	ALUMINUM CORPORATION OF CHINA LIMITED-H	104,000	3.46	359,840.00	
	ANHUI CONCH CEMENT COMPANY LIMITED-H	31,600	27.45	867,420.00	
	BBMG CORPORATION - H	32,500	6.68	217,100.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MATERIAL COMPA-H	69,000	7.59	523,710.00	
	CHINA RESOURCES CEMENT HOLDINGS LIMITED	56,000	5.24	293,440.00	

FOSUN INTERNATIONAL	40,500	9.73	394,065.00
JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	34,200	14.00	478,800.00
LEE & MAN PAPER MANUFACTURING LIMITED	48,000	4.19	201,120.00
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS LIMITED	38,000	6.51	247,380.00
SINOPEC SHANGHAI PETROCHEMICAL COMPANY-H	111,000	2.50	277,500.00
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	176,000	2.12	373,120.00
AVICHINA INDUSTRY & TECHNOLOGY COMPANY-H	52,000	5.42	281,840.00
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LIMITED	12,300	60.85	748,455.00
CHINA COMMUNICATIONS CONSTRUCTION COMP-H	113,756	7.63	867,958.28
CHINA INTERNATIONAL MARINE CONTAINERS	14,400	17.26	248,544.00
CHINA RAILWAY CONSTRUCTION CORPORATION-H	51,933	9.01	467,916.33
CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	110,000	5.55	610,500.00
CHINA STATE CONSTRUCTION INTERNATIONAL H	44,000	11.52	506,880.00
CITIC LIMITED	56,000	13.92	779,520.00
CSR CORP LTD - H	49,000	7.89	386,610.00
HAITIAN INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	14,000	15.98	223,720.00
SHANGHAI ELECTRIC GROUP COMPANY LIMITE-H	70,000	4.29	300,300.00
SHANGHAI INDUSTRIAL HOLDINGS LIMITED	14,000	23.70	331,800.00
SINOPEC ENGINEERING GROUP CO LTD	27,000	6.33	170,910.00
WEICHAI POWER CO LTD-H	14,600	30.75	448,950.00
ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC CO LTD-H	12,000	33.35	400,200.00
CHINA EVERBRIGHT INTERNATIONAL LIMITED	66,000	11.38	751,080.00
AIR CHINA LIMITED-H	42,000	5.87	246,540.00
BEIJING CAPITAL INTERNATIONAL AIRPORT -H	46,000	5.91	271,860.00
CHINA COSCO HOLDINGS COMPANY LIMITED-H	75,900	3.75	284,625.00
CHINA MERCHANTS HOLDINGS INTERNATIONAL C	29,625	26.70	790,987.50
CHINA SHIPPING CONTAINER LINES CO LTD-H	117,600	2.30	270,480.00
COSCO PACIFIC LIMITED	46,938	10.72	503,175.36
JIANGSU EXPRESSWAY COMPANY LTD-H	26,000	9.02	234,520.00

SINOTRANS LIMITED	44,000	5.31	233,640.00
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO LTD-H	38,000	9.31	353,780.00
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE HOLDINGS LIM	78,000	12.34	962,520.00
BYD COMPANY LIMITED-H	15,800	41.80	660,440.00
CHONGQING CHANGAN AUTOMOBIL-B	19,900	16.50	328,350.00
DONGFENG MOTOR GROUP COMPANY LIMITED-H	72,192	11.36	820,101.12
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LIMITED	150,000	3.10	465,000.00
GREAT WALL MOTOR COMPANY LIMITED-H	27,750	38.20	1,060,050.00
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP COMPANY LTD-H	60,691	7.09	430,299.19
ANTA SPORTS PRODUCTS LIMITED	28,000	15.02	420,560.00
HAIER ELECTRONICS GROUP CO LTD	27,000	21.35	576,450.00
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	15,000	25.80	387,000.00
ALIBABA PICTURES GROUP LTD	110,000	1.28	141,680.00
BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	120,000	8.68	1,041,600.00
GOME ELECTRICAL APPLIANCES HOLDINGS LIM	323,865	1.13	365,967.45
INTIME RETAIL GROUP COMPANY LIMITED	23,000	6.18	142,140.00
CHINA RESOURCES ENTERPRISE LTD	32,000	15.86	507,520.00
SUN ART RETAIL GROUP LTD	58,500	8.76	512,460.00
CHAODA MODERN AGRICULTURE HOLDINGS LIMIT	241,280	0.01	2,412.80
CHINA AGRI-INDUSTRIES HOLDINGS LTD	74,711	2.90	216,661.90
CHINA HUIZHAN DIARY HOLDINGS COMPANY LTD	111,000	1.37	152,070.00
CHINA MENGNIU DAIRY CO LTD	36,000	29.75	1,071,000.00
TINGYI (CAYMAN ISLANDS) HOLDING CORPORAT	51,200	17.64	903,168.00
TSINGTAO BREWERY COMPANY LIMITED-H	10,000	56.05	560,500.00
UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS LTD	29,800	6.50	193,700.00
WANT WANT HOLDINGS LIMITED	150,000	10.20	1,530,000.00
HENGAN INTERNATIONAL GROUP COMPANY LIMIT	18,300	81.85	1,497,855.00
SHANDONG WEIGAO GROUP MEDICAL POLYMER-H	44,000	6.52	286,880.00

SHANGHAI PHARMACEUTICALS HOLDING CO LT-H	16,100	18.24	293,664.00
SINOPHARM GROUP CO LTD-H	27,200	27.70	753,440.00
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDINGS LIMITED	28,000	12.70	355,600.00
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	74,000	6.71	496,540.00
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTICAL (GROUP) -H	10,000	27.00	270,000.00
SIHUAN PHARMACEUTICAL HOLDINGS GROUP LTD	108,000	5.48	591,840.00
SINO BIOPHARMACEUTICAL LIMITED	76,000	7.44	565,440.00
AGRICULTURAL BANK OF CHINA- H	574,300	3.69	2,119,167.00
BANK OF CHINA LTD-H	2,065,776	4.16	8,593,628.16
BANK OF COMMUNICATIONS CO LTD-H	223,654	6.92	1,547,685.68
CHINA CITIC BANK CORPORATION LIMITED-H	213,522	5.83	1,244,833.26
CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	1,855,538	5.99	11,114,672.62
CHINA EVERBRIGHT BANK COMPANY LIMITED	63,000	4.21	265,230.00
CHINA MERCHANTS BANK CO LTD-H	116,550	17.00	1,981,350.00
CHINA MINSHENG BANKING CORP LTD-H	161,180	9.17	1,478,020.60
CHONGQING RURAL COMMERCIAL BANK CO LTD-H	63,500	4.44	281,940.00
INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHIN-H	1,902,118	5.34	10,157,310.12
CHINA CINDA ASSET MANAGEMENT-H	136,000	4.19	569,840.00
CHINA EVERBRIGHT LIMITED	20,000	19.50	390,000.00
CHINA GALAXY SECURITIES CO LTD	32,000	9.78	312,960.00
CITIC SECURITIES CO LTD-H	28,500	26.65	759,525.00
FAR EAST HORIZON LTD	32,000	7.07	226,240.00
HAITONG SECURITIES CO LTD	34,000	17.06	580,040.00
*NEW PICC PROPERTY AND CASUALTY COMPAN-H	7,519	15.86	119,251.34
CHINA LIFE INSURANCE CO LIMITED-H	193,507	27.95	5,408,520.65
CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP COMPANY-H	67,400	35.45	2,389,330.00
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS COMPANY	24,850	21.90	544,215.00
NEW CHINA LIFE INSURANCE COMPANY LIMIT-H	17,500	36.30	635,250.00

PEOPLE'S INSURANCE COMPANY OF CHINA-H	167,000	3.80	634,600.00
PICC PROPERTY AND CASUALTY COMPANY LIM-H	83,551	15.86	1,325,118.86
PING AN INSURANCE GROUP COMPANY OF CHI-H	52,052	73.10	3,805,001.20
CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT LIMITED	108,094	23.95	2,588,851.30
CHINA RESOURCES LAND LIMITED	52,691	20.00	1,053,820.00
CHINA SOUTH CITY HOLDINGS LTD	52,000	3.81	198,120.00
CHINA VANKE CO LTD-H	30,720	16.90	519,168.00
COUNTRY GARDEN HOLDINGS COMPANY LIMITED	119,252	3.19	380,413.88
EVERGRANDE REAL ESTATE GROUP LIMITED	173,000	3.17	548,410.00
FRANSHION PROPERTIES CHINA LIMITED	102,000	2.24	228,480.00
GUANGZHOU R&F PROPERTIES COMPANY LIMIT-H	25,600	9.61	246,016.00
LONGFOR PROPERTIES	32,000	10.14	324,480.00
NEW WORLD CHINA LAND LIMITED	76,000	4.84	367,840.00
SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LIMITED	33,000	18.90	623,700.00
SHUI ON LAND LIMITED	120,812	1.87	225,918.44
SINO-OCEAN LAND HOLDINGS LTD	88,373	4.73	418,004.29
SOHO CHINA LTD	40,500	5.82	235,710.00
YUEXIU PROPERTY COMPANY LTD	197,340	1.55	305,877.00
KINGSOFT CORPORATION LTD	18,000	17.98	323,640.00
TENCENT HOLDINGS LIMITED	132,850	118.20	15,702,870.00
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	19,500	43.10	840,450.00
KINGBOARD CHEMICAL HOLDINGS LIMITED	15,100	14.00	211,400.00
LENOVO GROUP LIMITED	172,000	10.50	1,806,000.00
ZTE CORPORATION-H	15,524	18.20	282,536.80
ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY	70,000	5.40	378,000.00
CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORPORAT-H	62,000	3.79	234,980.00
CHINA MOBILE LIMITED	157,332	94.30	14,836,407.60
CHINA TELECOM CORPORATION LIMITED-H	365,000	4.71	1,719,150.00
CHINA UNICOM LIMITED	150,419	11.52	1,732,826.88
BEIJING ENTERPRIS WATER GROUP LIMITED	118,000	5.21	614,780.00

CHINA GAS HOLDINGS LIMITED	52,000	13.64	709,280.00
CHINA LONGYUAN POWER GROUP CORP-H	82,000	8.07	661,740.00
CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	24,000	21.60	518,400.00
CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS COMPANY L	49,400	21.00	1,037,400.00
DATANG INTERNATIONAL POWER GENERATION -H	64,000	4.16	266,240.00
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	20,000	48.00	960,000.00
GUANGDONG INVESTMENT LIMITED	66,000	10.08	665,280.00
HUADIAN POWER INTERNATIONAL CORPORATION	38,000	6.63	251,940.00
HUANENG POWER INTERNATIONAL INC-H	82,959	9.21	764,052.39
GCL POLY ENERGY HOLDINGS LTD	273,000	2.09	570,570.00
HANERGY THIN FILM POWER GROUP LIMITED	330,000	2.04	673,200.00
SEMICONDUCTOR MANUFACTURING INTERNATIONAL	528,000	0.78	411,840.00
小計			162,881,308.88 (2,518,145,035)
合計			4,093,957,722 (4,093,957,722)

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	UBS AG PERLES MSCI (MSCI INDIA)	13,220.00	7,570,657.74	
		小計		7,570,657.74 (907,191,916)	
合計				907,191,916 (907,191,916)	

(注)

- 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額です。
- 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
- 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	組入社債券 時価比率	合計額に対する 比率
米ドル	株式	23銘柄	32.0%		26.7%
	社債券	1銘柄		68.0%	
ブラジル・レアル	株式	71銘柄	100.0%		22.0%
ユーロ	株式	1銘柄	100.0%		0.9%
香港ドル	株式	140銘柄	100.0%		50.4%

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

**【グローバル・アンブレラ UBS コモディティ】**

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(平成25年12月6日から平成26年12月5日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## グローバル・アンブレラ UBS コモディティ

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成25年12月 5日現在	当期 平成26年12月 5日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,071,791	2,484,848
親投資信託受益証券	695,433,303	573,098,673
未収入金	5,000,000	25,000,000
流動資産合計	701,505,094	600,583,521
<b>資産合計</b>	<b>701,505,094</b>	<b>600,583,521</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,097,766	20,949,685
未払受託者報酬	204,432	171,392
未払委託者報酬	3,270,884	2,742,183
その他未払費用	334,566	123,372
流動負債合計	4,907,648	23,986,632
<b>負債合計</b>	<b>4,907,648</b>	<b>23,986,632</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	905,759,286	742,146,914
<b>剰余金</b>		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	209,161,840	165,550,025
（分配準備積立金）	52,550,555	42,501,139
元本等合計	696,597,446	576,596,889
<b>純資産合計</b>	<b>696,597,446</b>	<b>576,596,889</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>701,505,094</b>	<b>600,583,521</b>

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自	平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	自	平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日
<b>営業収益</b>				
受取利息		963		276
有価証券売買等損益		139,097,112		11,665,370
その他収益		-		1,033,788
<b>営業収益合計</b>		<b>139,098,075</b>		<b>12,699,434</b>
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		483,001		347,199
委託者報酬		7,727,921		5,554,941
その他費用		334,566		123,372
<b>営業費用合計</b>		<b>8,545,488</b>		<b>6,025,512</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>		<b>130,552,587</b>		<b>6,673,922</b>
経常利益又は経常損失（ ）		130,552,587		6,673,922
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>		<b>130,552,587</b>		<b>6,673,922</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		57,340,654		3,208,878
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>		<b>552,006,320</b>		<b>209,161,840</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額		321,090,289		58,470,296
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		321,090,289		58,470,296
剰余金減少額又は欠損金増加額		51,457,742		18,323,525
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		51,457,742		18,323,525
分配金		-		-
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>		<b>209,161,840</b>		<b>165,550,025</b>

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## 親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

## 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成25年12月 5日現在	当期 平成26年12月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	905,759,286口	742,146,914口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は209,161,840円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は165,550,025円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7691円 (7,691円)	0.7769円 (7,769円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	当期 自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日
分配金の計算過程  計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(5,273円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(52,447,468円)、信託約款に規定される収益調整金(344,672円)、および分配準備積立金(97,814円)より分配対象収益は、52,895,227円(1万口当たり583円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。	分配金の計算過程  計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(378,808円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(3,086,236円)、信託約款に規定される収益調整金(4,698,570円)、および分配準備積立金(39,036,095円)より分配対象収益は、47,199,709円(1万口当たり635円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	当期 自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等です。これらは、コモディティ(商品)市場の変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されており、	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成25年12月 5日現在	当期 平成26年12月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
---------------------------------------	--	---

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期 平成25年12月 5日現在	当期 平成26年12月 5日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	80,975,706	7,831,336
合計	80,975,706	7,831,336

## (デリバティブ取引等に関する注記)

前期（平成25年12月 5日現在）

該当事項はありません。

当期（平成26年12月 5日現在）

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

前期（自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日）

該当事項はありません。

当期（自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日）

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	前期 自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	当期 自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日
	元本の推移	
期首元本額	1,722,605,384円	905,759,286円
期中追加設定元本額	200,768,885円	89,409,029円
期中一部解約元本額	1,017,614,983円	253,021,401円

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	UBSコモディティ・マザーファンド	705,525,882	573,098,673	
合計			573,098,673	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは「UBSコモディティ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBSコモディティ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBSコモディティ・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

	平成25年12月 5日現在	平成26年12月 5日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	8,707	8,751
コール・ローン	21,719,052	43,120,816
社債券	685,630,800	555,000,000
未収利息	17	11
流動資産合計	707,358,576	598,129,578
資産合計	707,358,576	598,129,578
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,600,000	25,000,000
流動負債合計	5,600,000	25,000,000
負債合計	5,600,000	25,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	878,646,217	705,525,882
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	176,887,641	132,396,304
元本等合計	701,758,576	573,129,578
純資産合計	701,758,576	573,129,578
負債純資産合計	707,358,576	598,129,578

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## 社債券

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。

## 2. 収益及び費用の計上基準

## 有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

## 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成25年12月 5日現在	平成26年12月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	878,646,217口	705,525,882口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は176,887,641円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は132,396,304円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7987円 (7,987円)	0.8123円 (8,123円)

(金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、公社債等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、公社債等、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、コモディティ(商品)市場の変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <p>・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左
-------------------	--	----

## . 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成25年12月 5日現在	平成26年12月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p>

	(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注 記に記載しております。	(3)デリバティブ取引 同左
--	--	-------------------

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	平成25年12月 5日現在	平成26年12月 5日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
社債券	4,630,800	-
合計	4,630,800	-

## (デリバティブ取引等に関する注記)

平成25年12月 5日現在

該当事項はありません。

平成26年12月 5日現在

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日

関連当事者の名称	当ファンドと 当該関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当計算期間末残高
UBS AG London Branch	当ファンドの 運用の指図を 行う投資信託 委託会社の親 会社	発行社債の購 入にかかる受 渡代金	831,268,904円	社債券	685,630,800円
		発行社債の売 却にかかる受 渡代金	1,452,310,200円		

自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日

関連当事者の名称	当ファンドと 当該関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当計算期間末残高
UBS AG London Branch	当ファンドの 運用の指図を 行う投資信託 委託会社の親 会社	発行社債の購 入にかかる受 渡代金	657,617,800円	社債券	555,000,000円
		発行社債の売 却にかかる受 渡代金	800,176,990円		

## (注)

## 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

当該債券への投資は、目論見書記載の投資方針の通り、債券価格と当ファンドが連動を目指す指数との連動性に鑑み、UBS AGが発行するユーロ円債に対して行なっております。

なおUBS AGは、信用力や同種債券の発行実績等の条件を総合的に勘案して選定した発行体です。

## 2. 取引条件の変更及び当該変更が財務諸表に与えている影響

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日

1.元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,680,979,471円	878,646,217円
期中追加設定元本額	128,089,940円	70,973,629円
期中一部解約元本額	930,423,194円	244,093,964円
2.計算期間末日における元本の内訳		
グローバル・アンブレラ UBS コモディティ	870,706,528円	705,525,882円
UBSコモディティ・ファンド（UBSブルームバーグCMCI連動型）	7,939,689円	- 円
合計	878,646,217円	705,525,882円

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	日本円	UBS Bloomberg Constant Maturity Commodity Index USD Total Return	555,000,000	555,000,000	
		小計		555,000,000	
合計				555,000,000	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

**【グローバル・アンブレラ UBSフォード（豪ドル連動型）】**

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成25年12月6日から平成26年12月5日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## グローバル・アンブレラ UBSフード（豪ドル連動型）

## (1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成25年12月 5日現在	当期 平成26年12月 5日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	2,422,442	2,581,793
親投資信託受益証券	2,471,697,370	2,010,024,756
未収入金	21,000,000	58,000,000
未収利息	1	-
流動資産合計	2,495,119,813	2,070,606,549
資産合計	2,495,119,813	2,070,606,549
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	5,031,890	45,871,296
未払受託者報酬	738,996	570,195
未払委託者報酬	14,040,927	10,833,582
その他未払費用	1,330,382	411,123
流動負債合計	21,142,195	57,686,196
負債合計	21,142,195	57,686,196
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,507,114,328	1,996,370,006
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	33,136,710	16,550,347
（分配準備積立金）	127,715,665	91,451,815
元本等合計	2,473,977,618	2,012,920,353
純資産合計	2,473,977,618	2,012,920,353
負債純資産合計	2,495,119,813	2,070,606,549

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自	平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	自	平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日
<b>営業収益</b>				
受取利息		3,183		703
有価証券売買等損益		39,030,725		80,027,386
その他収益		-		5,204,634
<b>営業収益合計</b>		<b>39,027,542</b>		<b>85,232,723</b>
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		1,937,445		1,210,441
委託者報酬		36,811,396		22,998,119
その他費用		1,330,382		411,123
<b>営業費用合計</b>		<b>40,079,223</b>		<b>24,619,683</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>		<b>79,106,765</b>		<b>60,613,040</b>
経常利益又は経常損失（ ）		79,106,765		60,613,040
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>		<b>79,106,765</b>		<b>60,613,040</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		114,226,473		36,673,804
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>		<b>311,016,193</b>		<b>33,136,710</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額		41,683,297		25,747,821
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		8,117,167
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		41,683,297		17,630,654
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>		<b>192,502,962</b>		<b>-</b>
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		192,502,962		-
<b>分配金</b>		<b>-</b>		<b>-</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>		<b>33,136,710</b>		<b>16,550,347</b>

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## 親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

## 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成25年12月 5日現在	当期 平成26年12月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	2,507,114,328口	1,996,370,006口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は33,136,710円です。	-
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9868円 (9,868円)	1.0083円 (10,083円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	当期 自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日
<b>分配金の計算過程</b>  計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(69,210,549円)、および分配準備積立金(127,715,665円)より分配対象収益は196,926,214円(1万口当たり785円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。	<b>分配金の計算過程</b>  計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(2,462,096円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(69,149,309円)、および分配準備積立金(88,989,719円)より分配対象収益は160,601,124円(1万口当たり804円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	当期 自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等です。これらは、コモディティ(商品)市場の変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されており、	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成25年12月 5日現在	当期 平成26年12月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
---------------------------------------	--	---

(有価証券に関する注記)  
売買目的有価証券

種類	前期 平成25年12月 5日現在	当期 平成26年12月 5日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	158,006,961	44,776,376
合計	158,006,961	44,776,376

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期（平成25年12月 5日現在）

該当事項はありません。

当期（平成26年12月 5日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期（自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日）

該当事項はありません。

当期（自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	当期 自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日
	元本の推移	
期首元本額	5,166,634,287円	2,507,114,328円
期中追加設定元本額	461,579,917円	330,757,364円
期中一部解約元本額	3,121,099,876円	841,501,686円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	UBSコモディティ・フード(AUD) ・マザーファンド	1,889,298,577	2,010,024,756	
合計			2,010,024,756	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは「UBSコモディティ・フード(AUD)・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBSコモディティ・フード(AUD)・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBSコモディティ・フード(AUD)・マザーファンド

## (1)貸借対照表

(単位：円)

	平成25年12月 5日現在	平成26年12月 5日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	19,917	20,070
コール・ローン	19,149,638	16,292,998
社債券	2,444,414,600	1,998,898,000
未収入金	29,058,300	52,741,950
未収利息	15	4
流動資産合計	2,492,642,470	2,067,953,022
資産合計	2,492,642,470	2,067,953,022
負債の部		
流動負債		
未払解約金	21,000,000	58,000,000
流動負債合計	21,000,000	58,000,000
負債合計	21,000,000	58,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	2,390,422,989	1,889,298,577
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	81,219,481	120,654,445
元本等合計	2,471,642,470	2,009,953,022
純資産合計	2,471,642,470	2,009,953,022
負債純資産合計	2,492,642,470	2,067,953,022

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1.有価証券の評価基準及び評価方法

## 社債券

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。

## 2.収益及び費用の計上基準

## 有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

## 3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	平成25年12月 5日現在	平成26年12月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	2,390,422,989口	1,889,298,577口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0340円 (10,340円)	1.0639円 (10,639円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、公社債等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、公社債等、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、コモディティ(商品)市場の変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場リスク</li> </ul> <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用リスク、流動性リスク</li> </ul> <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左
-------------------	--	----

## . 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成25年12月 5日現在	平成26年12月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p>

	(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注 記に記載しております。	(3)デリバティブ取引 同左
--	--	-------------------

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	平成25年12月 5日現在	平成26年12月 5日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
社債券	101,585,400	106,898,000
合計	101,585,400	106,898,000

## (デリバティブ取引等に関する注記)

平成25年12月 5日現在

該当事項はありません。

平成26年12月 5日現在

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日

関連当事者の名称	当ファンドと 当該関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当計算期間末残高
UBS AG London Branch	当ファンドの 運用の指図を 行う投資信託 委託会社の親 会社	発行社債の購 入にかかる受 渡代金	2,831,000,000円	社債券	2,444,414,600円
		発行社債の売 却にかかる受 渡代金	5,762,617,388円		

当期 自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日

関連当事者の名称	当ファンドと 当該関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当計算期間末残高
UBS AG London Branch	当ファンドの 運用の指図を 行う投資信託 委託会社の親 会社	発行社債の購 入にかかる受 渡代金	2,144,583,070円	社債券	1,998,898,000円
		発行社債の売 却にかかる受 渡代金	2,670,424,320円		

## (注)

## 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

当該債券への投資は、目論見書記載の投資方針の通り、債券価格と当ファンドが連動を目指す指数との連動性に鑑み、UBS AGが発行するユーロ円債に対して行なっております。

なおUBS AGは、信用力や同種債券の発行実績等の条件を総合的に勘案して選定した発行体です。

## 2. 取引条件の変更及び当該変更が財務諸表に与えている影響

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日

1.元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	4,967,618,097円	2,390,422,989円
期中追加設定元本額	96,686,545円	226,075,106円
期中一部解約元本額	2,673,881,653円	727,199,518円
2.計算期間末日における元本の内訳		
グローバル・アンブレラ UBSフード(豪ドル連動型)	2,390,422,989円	1,889,298,577円
合計	2,390,422,989円	1,889,298,577円

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	日本円	UBS Bloomberg Constant Maturity Commodity Food AUD Hedged Total Return Index	1,892,000,000	1,998,898,000	
		小計		1,998,898,000	
合計				1,998,898,000	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

**【グローバル・アンブレラ U B S 原油 ( W T I 先物指数連動型 ) 】【**

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間(平成25年12月6日から平成26年12月5日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## グローバル・アンブレラ UBS原油(WTI先物指数連動型)

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成25年12月 5日現在	当期 平成26年12月 5日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	30,659,181	21,059,895
社債券	284,083,800	291,109,400
未収利息	25	5
流動資産合計	314,743,006	312,169,300
資産合計	314,743,006	312,169,300
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	-	27,924,240
未払解約金	4,270,786	704,276
未払受託者報酬	99,230	72,277
未払委託者報酬	1,885,280	1,373,174
その他未払費用	259,679	49,331
流動負債合計	6,514,975	30,123,298
負債合計	6,514,975	30,123,298
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	183,267,856	185,439,227
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	124,960,175	96,606,775
（分配準備積立金）	43,684,649	23,521,425
元本等合計	308,228,031	282,046,002
純資産合計	308,228,031	282,046,002
負債純資産合計	314,743,006	312,169,300

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自	平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	自	平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日
<b>営業収益</b>				
受取利息		8,109		4,313
有価証券売買等損益		297,046,273		22,918,489
その他収益		793,020		1,454,797
<b>営業収益合計</b>		<b>297,847,402</b>		<b>21,459,379</b>
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		362,302		148,607
委託者報酬		6,883,515		2,823,403
その他費用		448,938		98,452
<b>営業費用合計</b>		<b>7,694,755</b>		<b>3,070,462</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>		<b>290,152,647</b>		<b>24,529,841</b>
<b>経常利益又は経常損失（ ）</b>		<b>290,152,647</b>		<b>24,529,841</b>
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>		<b>290,152,647</b>		<b>24,529,841</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		225,503,842		5,334,692
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>		<b>288,389,058</b>		<b>124,960,175</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額		23,278,669		69,610,764
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		23,278,669		69,610,764
剰余金減少額又は欠損金増加額		251,356,357		68,099,631
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		251,356,357		68,099,631
分配金		-		-
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>		<b>124,960,175</b>		<b>96,606,775</b>

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## 社債券

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。

## 2. 収益及び費用の計上基準

## 有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

## 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成25年12月 5日現在	当期 平成26年12月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	183,267,856口	185,439,227口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6818円 (16,818円)	1.5210円 (15,210円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	当期 自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日
分配金の計算過程  計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(125,822円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(42,006,694円)、信託約款に規定される収益調整金(81,275,526円)、および分配準備積立金(1,552,133円)より分配対象収益は、124,960,175円(1万口当たり6,818円)ですが、分配を行っておりません。	分配金の計算過程  計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(73,085,350円)、および分配準備積立金(23,521,425円)より分配対象収益は、96,606,775円(1万口当たり5,209円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	当期 自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、公社債等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、公社債等、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、コモディティ(商品)市場の変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

## . 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成25年12月 5日現在	当期 平成26年12月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

	(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(2)有価証券 売買目的有価証券 同左
	(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(3)デリバティブ取引 同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期 平成25年12月 5日現在	当期 平成26年12月 5日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
社債券	42,083,800	24,356,959
合計	42,083,800	24,356,959

## (デリバティブ取引等に関する注記)

前期（平成25年12月 5日現在）

該当事項はありません。

当期（平成26年12月 5日現在）

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

前期（自平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日）

関連当事者の名称	当ファンドと 当該関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当計算期間末残高
UBS AG London Branch	当ファンドの 運用の指図を 行う投資信託 委託会社の親 会社	発行社債の購 入にかかる受 渡代金	1,440,000,000円	社債券	284,083,800円
		発行社債の売 却にかかる受 渡代金	2,762,834,473円		

当期（自平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日）

関連当事者の名称	当ファンドと 当該関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当計算期間末残高
UBS AG London Branch	当ファンドの 運用の指図を 行う投資信託 委託会社の親 会社	発行社債の購 入にかかる受 渡代金	405,466,359円	社債券	291,109,400円
		発行社債の売 却にかかる受 渡代金	375,522,270円		

## (注)

## 1.取引条件及び取引条件の決定方針

当該債券への投資は、目論見書記載の投資方針の通り、債券価格と当ファンドが連動を目指す指数との連動性に鑑み、UBS AGが発行するユーロ円債に対して行なっております。

なおUBS AGは、信用力や同種債券の発行実績等の条件を総合的に勘案して選定した発行体です。

2. 取引条件の変更及び当該変更が財務諸表に与えている影響  
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期		当期	
	自 至	平成24年12月 6日 平成25年12月 5日	自 至	平成25年12月 6日 平成26年12月 5日
元本の推移				
期首元本額		1,048,069,801円		183,267,856円
期中追加設定元本額		40,003,653円		102,278,229円
期中一部解約元本額		904,805,598円		100,106,858円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	日本円	UBS Bloomberg CMCI WTI Crude USD Total Return	314,000,000	291,109,400	
		小計		291,109,400	
合計				291,109,400	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

**【グローバル・アンブレラ UBS マネー】**

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(平成25年12月6日から平成26年12月5日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## グローバル・アンブレラ UBS マネー

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成25年12月 5日現在	当期 平成26年12月 5日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	87,391,923	40,966,731
国債証券	129,997,925	90,000,900
未収利息	71	26,579
前払費用	-	16,027
流動資産合計	217,389,919	131,010,237
資産合計	217,389,919	131,010,237
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	5,240,117	610,143
未払受託者報酬	1,203	759
未払委託者報酬	2,349	1,552
流動負債合計	5,243,669	612,454
負債合計	5,243,669	612,454
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	211,263,009	129,807,646
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	883,241	590,137
（分配準備積立金）	669,067	779,392
元本等合計	212,146,250	130,397,783
純資産合計	212,146,250	130,397,783
負債純資産合計	217,389,919	131,010,237

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 至	平成24年12月 6日 平成25年12月 5日	自 至	平成25年12月 6日 平成26年12月 5日
<b>営業収益</b>				
受取利息		876,098		667,796
有価証券売買等損益		705,135		601,122
営業収益合計		170,963		66,674
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		2,783		1,789
委託者報酬		5,490		3,609
営業費用合計		8,273		5,398
営業利益又は営業損失（ ）		162,690		61,276
経常利益又は経常損失（ ）		162,690		61,276
当期純利益又は当期純損失（ ）		162,690		61,276
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		65,209		18,796
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,129,450		883,241
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,127,350		195,696
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,127,350		195,696
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,471,040		531,280
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,471,040		531,280
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		883,241		590,137

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## 国債証券

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。

## 2. 収益及び費用の計上基準

## 有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

## 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成25年12月 5日現在	当期 平成26年12月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	211,263,009口	129,807,646口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0042円 (10,042円)	1.0045円 (10,045円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	当期 自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日
分配金の計算過程  計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(645,899円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(908,389円)、および分配準備積立金(23,168円)より分配対象収益は、1,577,456円(1万口当たり74円)ですが、分配を行っておりません。	分配金の計算過程  計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(458,349円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(703,405円)、および分配準備積立金(321,043円)より分配対象収益は、1,482,797円(1万口当たり114円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	当期 自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、公社債等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、公社債等、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されておりあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</li> <li>・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</li> </ul> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成25年12月 5日現在	当期 平成26年12月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

	(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(2)有価証券 売買目的有価証券 同左
	(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(3)デリバティブ取引 同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期 平成25年12月 5日現在	当期 平成26年12月 5日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	0	11,448
合計	0	11,448

## (デリバティブ取引等に関する注記)

前期（平成25年12月 5日現在）

該当事項はありません。

当期（平成26年12月 5日現在）

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

前期（自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日）

該当事項はありません。

当期（自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日）

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	前期 自 平成24年12月 6日 至 平成25年12月 5日	当期 自 平成25年12月 6日 至 平成26年12月 5日
	元本の推移	
期首元本額	315,759,353円	211,263,009円
期中追加設定元本額	300,734,475円	45,288,713円
期中一部解約元本額	405,230,819円	126,744,076円

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第3 2 3 回利付国債（2年）	90,000,000	90,000,900	
		小計		90,000,900	
合計				90,000,900	

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成26年12月30日現在）

## U B S B R I C

種類	金額
資産総額	4,744,638,244 円
負債総額	4,534,375 円
純資産総額( - )	4,740,103,869 円
発行済口数	6,500,212,317 口
1口当たり純資産額( / )	0.7292 円

(参考) U B S B R I C マザーファンド

種類	金額
資産総額	4,706,812,784 円
負債総額	6,458,273 円
純資産総額( - )	4,700,354,511 円
発行済口数	5,923,364,964 口
1口当たり純資産額( / )	0.7935 円

## U B S コモディティ

種類	金額
資産総額	537,538,185 円
負債総額	355,786 円
純資産総額( - )	537,182,399 円
発行済口数	729,709,712 口
1口当たり純資産額( / )	0.7362 円

(参考) U B S コモディティ・マザーファンド

種類	金額
資産総額	535,209,917 円
負債総額	円
純資産総額( - )	535,209,917 円
発行済口数	695,129,520 口
1口当たり純資産額( / )	0.7699 円

## U B S フード（豪ドル連動型）

種類	金額
資産総額	1,942,079,770 円
負債総額	1,478,990 円
純資産総額( - )	1,940,600,780 円
発行済口数	1,947,187,790 口

1口当たり純資産額( / )	0.9966 円
----------------	----------

## (参考) UBS コモディティ・フード (AUD) ・マザーファンド

種類	金額
資産総額	1,940,447,709 円
負債総額	円
純資産総額( - )	1,940,447,709 円
発行済口数	1,844,047,225 口
1口当たり純資産額( / )	1.0523 円

## UBS 原油 (WTI 先物指数連動型)

種類	金額
資産総額	1,169,162,545 円
負債総額	638,974,200 円
純資産総額( - )	530,188,345 円
発行済口数	406,178,888 口
1口当たり純資産額( / )	1.3053 円

## UBS マネー

種類	金額
資産総額	130,018,751 円
負債総額	33,282 円
純資産総額( - )	129,985,469 円
発行済口数	129,395,417 口
1口当たり純資産額( / )	1.0046 円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手續等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】（平成26年12月末日現在）

- a 資本金の額 22億円
- b 会社が発行する株式総数 86,400株
- c 発行済株式総数 21,600株
- d 資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- e 会社の機構

##### 経営体制

##### （取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

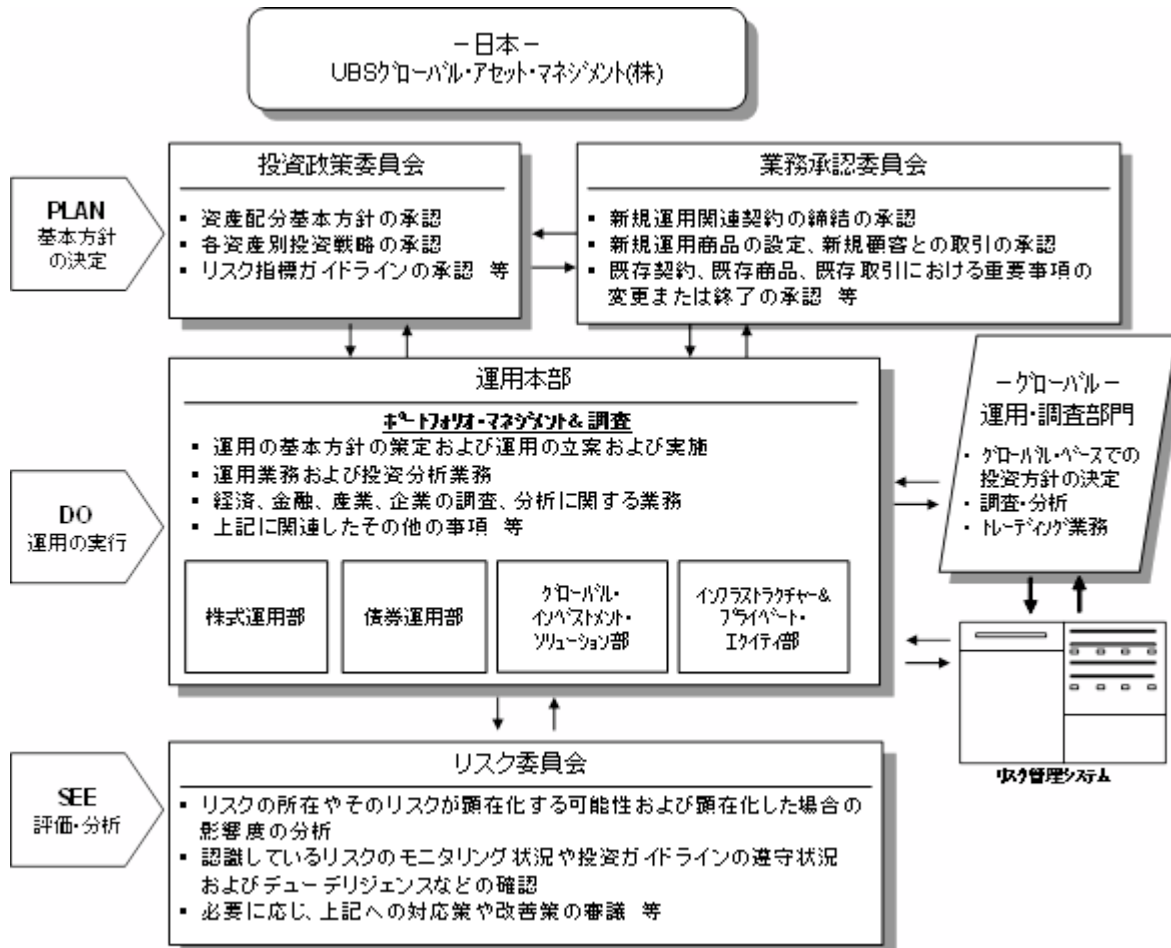
##### （代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

## 投資運用の意思決定機構



(平成27年1月1日現在)

上記の体制は今後変更される場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成26年12月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託を除く。）

種類	ファンド数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	89	1,071,786
合計	89	1,071,786

## 3【委託会社等の経理状況】

## 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

## 2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1. 財務諸表

## (1)【貸借対照表】

期別		第18期 （平成25年3月31日）		第19期 （平成26年3月31日）	
		内訳	金額 （千円）	内訳	金額 （千円）
	科目	注記 番号			
	（資産の部）				
	流動資産				
	現金・預金	*1	3,354,581		3,593,088
	未収入金	*1	458,392		274,875
	未収委託者報酬		1,451,992		1,471,950
	未収運用受託報酬	*1	557,253		351,421
	その他未収収益	*1	773,957		784,469
	繰延税金資産		89,830		95,700
	その他		37,018		10,478
	流動資産計		6,723,024		6,581,983
	固定資産				
	投資その他の資産		437,610		375,900
	繰延税金資産		417,610	355,900	
	ゴルフ会員権		20,000	20,000	
	固定資産計		437,610		375,900
	資産合計		7,160,634		6,957,883

期別	注記 番号	第18期 〈平成25年3月31日〉		第19期 〈平成26年3月31日〉	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
（負債の部）					
流動負債					
預り金			372,353		178,599
未払金			-		96,973
未払費用	*1		1,675,669		1,471,238
未払消費税			34,551		31,430
未払法人税等			489,884		593,891
賞与引当金			114,351		158,967
その他			2,294		7,719
			流動負債計		2,538,821
固定負債					
退職給付引当金			226,251		145,141
			固定負債計		145,141
負債合計			2,915,356	2,683,962	
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			2,045,278		2,073,920
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,495,278		1,523,920	
繰越利益剰余金		1,495,278		1,523,920	
純資産合計			4,245,278	4,273,920	
負債・純資産合計			7,160,634	6,957,883	

## (2) 【損益計算書】

期 別	注記 番号	第18期 〔 自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日 〕		第19期 〔 自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日 〕	
		内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
営業収益					
委託者報酬			9,270,358		9,019,887
運用受託報酬	*1		1,586,058		1,306,649
その他営業収益	*1		2,139,484		2,316,745
営業収益計			12,995,901		12,643,283
営業費用					
支払手数料			4,688,873		4,407,229
広告宣伝費			108,267		86,395
調査費			88,373		95,783
営業雑経費			105,939		174,855
通信費		7,470		9,679	
印刷費		1,330		40,042	
協会の他		13,240		13,793	
その他	*1	83,898		111,340	
営業費用計			4,991,454		4,764,264
一般管理費					
給料			2,673,693		2,583,994
役員報酬		215,114		219,904	
給料・手当	*1	1,737,508		1,636,386	
賞与		721,070		727,702	
交際費			87,508		98,959
旅費交通費			82,826		90,322
租税公課			36,161		36,099
不動産賃借料			348,848		248,841
退職給付費用			152,133		83,238
事務委託費	*1		2,019,103		1,990,735
諸経費			66,771		94,901
一般管理費計			5,467,047		5,227,092
営業利益			2,537,400		2,651,926
営業外収益					
受取利息		284		415	
為替差益		-		49,982	
雑収入		82		1,965	
営業外収益計			367		52,363
営業外費用					
為替差損失		19,768		-	
雑損失		-		53	
営業外費用計			19,768		53
経常利益			2,517,999		2,704,235
特別損失					
ファンド関連費用償却損		-		98,750	
特別損失計			-		98,750
税引前当期純利益			2,517,999		2,605,484
法人税、住民税及び事業税			960,280		1,026,282
法人税等調整額			78,420		55,840
当期純利益			1,479,299		1,523,362

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	2,200,000	550,000	2,715,979	5,465,979	5,465,979
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			2,700,000	2,700,000	2,700,000
当期純利益			1,479,299	1,479,299	1,479,299
事業年度中の変動額合計			1,220,700	1,220,700	1,220,700
当期末残高	2,200,000	550,000	1,495,278	4,245,278	4,245,278

第19期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	2,200,000	550,000	1,495,278	4,245,278	4,245,278
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			1,494,720	1,494,720	1,494,720
当期純利益			1,523,362	1,523,362	1,523,362
事業年度中の変動額合計			28,642	28,642	28,642
当期末残高	2,200,000	550,000	1,523,920	4,273,920	4,273,920

## [ 注 記 事 項 ]

## ( 重要な会計方針 )

## 1. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

第18期 (平成25年3月31日)	第19期 (平成26年3月31日)
6,006千円	5,092千円

## 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、支給倍率基準によっております。

## 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

## 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

## (1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

## (2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

## (貸借対照表関係)

## \*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

	第18期 (平成25年3月31日)	第19期 (平成26年3月31日)
現金・預金	286,996	200,740
未収入金	-	6,358
未収運用受託報酬	11,206	34,968
その他未収収益	239,146	140,489
未払費用	88,662	87,064

## （損益計算書関係）

## \*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（単位：千円）

	第18期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	第19期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
運用受託報酬	12,315	41,667
その他営業収益	312,524	287,882
営業雑経費 その他	67,498	42,504
給料・手当	6,984	11,082
事務委託費	241,352	223,284

## （株主資本等変動計算書関係）

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

## 2. 配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第18期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	第18期定時 株主総会の翌日

第19期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

## 2. 配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	平成25年6月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第19期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,522,800	70,500	平成26年3月31日	第19期定時 株主総会の翌日

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第18期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,354,581	3,354,581	-
未収委託者報酬	1,451,992	1,451,992	-
未収運用受託報酬	557,253	557,253	-
その他未収収益	773,957	773,957	-
資産計	6,137,783	6,137,783	-
未払費用	1,675,669	1,675,669	-
未払法人税等	489,884	489,884	-
負債計	2,165,553	2,165,553	-

第19期（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,593,088	3,593,088	-
未収委託者報酬	1,471,950	1,471,950	-
未収運用受託報酬	351,421	351,421	-
その他未収収益	784,469	784,469	-
資産計	6,200,929	6,200,929	-
未払費用	1,471,238	1,471,238	-
未払法人税等	593,891	593,891	-
負債計	2,065,130	2,065,130	-

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

## (注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

第18期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,354,581	-
未収委託者報酬	1,451,992	-
未収運用受託報酬	557,253	-
その他未収収益	773,957	-
合計	6,137,783	-

第19期（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,593,088	-
未収委託者報酬	1,471,950	-
未収運用受託報酬	351,421	-
その他未収収益	784,469	-
合計	6,200,929	-

## （退職給付関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券株式会社及びユービーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

(1) 退職給付債務	1,140,689
(2) 年金資産	914,437
(3) 退職給付引当金	226,251

## 3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

(1) 勤務費用	143,801
(2) 利息費用	7,914
(3) 期待運用収益	2,977
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	29,824
(5) 過去勤務債務	-
	小計
	118,914
(6) 確定拠出年金拠出額	9,606
(7) 特別退職金	23,613
	合計
	152,133

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| (1) 退職給付見込額の期間配分方法 | 支給倍率基準  |
| (2) 割引率            | 0.395%  |
| (3) 期待運用収益率        | 0.58%   |
| (4) 過去勤務債務の処理年数    | 発生時一括処理 |
| (5) 数理計算上の差異の処理年数  | 発生時一括処理 |

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券株式会社及びユービーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,140,689
勤務費用	136,345
利息費用	3,170
数理計算上の差異の当期発生額	12,800
退職給付の支払額	173,911
過去勤務費用の当期発生額	-

退職給付債務の期末残高	1,093,492
-------------	-----------

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	914,437
期待運用収益	3,397
数理計算上の差異の当期発生額	67,150
事業主からの拠出額	137,277
退職給付の支払額	173,911
年金資産の期末残高	948,351

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,093,492
年金資産	948,351
小計	145,141
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,141
退職給付引当金	145,141
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,141

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	136,345
利息費用	3,170
期待運用収益	3,397
数理計算上の差異の費用処理額	79,950
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	56,167

(注)上記の他、特別退職金15,800千円を退職給付費用として処理しております。

## (5) 年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	80%
株式	17%
その他	3%
合計	100%

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.68%

期待運用収益率 0.58%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、11,271千円でありました。

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

（単位：千円）

	第18期 （平成25年3月31日）	第19期 （平成26年3月31日）
繰延税金資産		
未払費用	5,970	550
未払事務所税	2,750	2,550
減価償却超過額	18,760	14,100
未払事業税	41,120	41,350
株式報酬費用	196,020	190,850
退職給付引当金	201,060	149,200
賞与引当金	39,980	51,250
その他	1,780	1,750
評価性引当額	-	-
合計	507,440	451,600

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	第18期 （平成25年3月31日）	第19期 （平成26年3月31日）
法定実効税率 （調整）	38.01%	38.01%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.13%	2.75%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.47%
その他	0.11%	0.30%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	41.25%	41.53%

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更しております。

その結果、繰延税金資産の金額は12,128千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額は同額増加しております。

## （セグメント情報等）

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域に関する情報

## 売上高

第18期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,223,314千円	1,752,779千円	749,450千円	3,725,543千円

委託者報酬 9,270,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

第19期（自平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,052,810千円	1,747,691千円	822,893千円	3,623,395千円

委託者報酬 9,019,887千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

### (3) 主要な顧客に関する情報

第18期（自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,502,229千円	投資運用

第19期（自平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,449,556千円	投資運用

（注）委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（\*1）UBSは、法人・機関投資家および個人のお客様向けに、世界の主要な金融センターを含む50カ国以上に金融サービスを提供する、世界有数の金融機関です。

### （関連当事者情報）

#### 1. 関連当事者との取引

第18期（自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

##### （1）親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 （被所有者割合）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	ユービーエスエイター （ロンドン証券取引 所地上場）	スイス・チューリッヒ	38億スイスフラン	銀行、 証券業務	（被所有者）100%	金銭の預入れ、貸 付運用業務及びそ れに関する事務委 託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少  運用委託報酬 その他営業収益 給料・手当 営業経費用-その他 事務委託費	2,520,087 4,919,889  12,315 312,524 8,984 87,498 241,352	現金・預金   未収運用委託報酬 その他未収収益 未払費用	288,998   11,208 239,148 88,882

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

##### (2) 兄弟会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有者割合)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親	ユービーエス証券 株式会社	東京都千代田区 大手町	744億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費、社会保険 料などの立替	運用受託報酬 人件費(受取) 事務受託費 不動産賃借料	589 49,881 325,214 323,504	未収入金 未払費用	457,785 271,915
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	4,797	未収運用受託報酬	80
子	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	199百万 オーストラリアドル	資産運用業	なし	承継業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務受託等	その他営業収益 事務受託費	183,078 373,834	その他未収収益 未払費用	9,007 120,085
	UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	4百万 シンガポールドル	資産運用業	なし	承継業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務受託等	その他営業収益 事務受託費	19,380 183,298	その他未収収益 未払費用	10,892 98,829
の	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	128百万 英国ポンド	資産運用業	なし	承継業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務受託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務受託費	34,138 149,327 208,185	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	108,73 71,920 155,798
	UBS Global Asset Management Holding Ltd	英国・ロンドン	1514百万 英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	827	未収入金	827
干	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ワシントン	1米国ドル	資産運用業	なし	承継業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務受託等 人件費の立替	運用受託報酬 その他営業収益 事務受託費 給料・手当	31,580 409,885 238,370 58	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	9823 144,380 103,590
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ワシントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	承継業務	その他営業収益	838,885	その他未収収益	189,332
業	UBS O'Connor LLC	米国・デラウェア	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務 及び承継業務	運用受託報酬 その他営業収益	141,199 379,019	未収運用受託報酬 その他未収収益	79,888 93,403
	UBS O'Connor Investors LLC	米国・デラウェア	25万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	28,318	未収運用受託報酬	28,318
社	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	10百万 ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	28,874	-	-
	UBS / Gemdale Investment Management Limited	モルディブ共和国 ・マレ	2万米国ドル	資産運用業	なし	承継業務	その他営業収益	9,443	その他未収収益	1,798
	UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	25百万 香港ドル	資産運用業	なし	承継業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務受託等	その他営業収益 事務受託費	39,181 50,237	その他未収収益 未払費用	14,087 29,348

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。  
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## (1) 親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有者)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービーエスエイジー (ロンドン証券取引 所地上場)	スイス・チューリヒ	38億スイフラン	銀行、証券 業務	(被所有者)100%	金株の預入れ、 資産運用業務及 びそれに関する 事務委託等、人 件費	金株の預入れ		現金・預金	200,740
							増加	4,382,881		
							減少	4,448,937		
							運用委託報酬	41,887	未収入金	8,258
							その他営業収益	287,882	未収運用委託報酬	34,988
							営業経費用-その他	42,504	その他未収収益	140,489
							給料・手当	118,73	未払費用	9,7084
							人件費(受取)	791		
							事務委託費	223,284		

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## (2) 兄弟会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有者)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)																				
親	ユービーエス証券 株式会社	東京都千代田区 大手町	484億円	証券業	なし	人件費、社会保 険料などの立書	事務委託費	314,152																						
							不動産関係費	221,417	未収入金	287,549																				
							給料・手当	1,897	未払費用	287,138																				
							人件費(受取)	44,445																						
							全	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	89百万米ドル	資産運用業	なし	承継業務	その他営業収益	7,528	その他未収収益	2,389													
														社	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	20百万 オーストラリアドル	資産運用業	なし	承継業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益	137,339	その他未収収益	8,305						
																					事務委託費	301,212	未払費用	73,811						
																					UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガポールドル	資産運用業	なし	承継業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益	28,990	その他未収収益	15,085
																											事務委託費	80,051	未払費用	43,081
																											UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国ポンド	資産運用業
その他営業収益	237,795	その他未収収益	157,342																											
事務委託費	278,184	未払費用	117,007																											
の	UBS Global Asset Management Holding Ltd	英国・ロンドン	151.3百万 英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立書															人件費(受取)	10,415	未収入金	987						
							千	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ワシントン	1米ドル	資産運用業	なし	承継業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	運用委託報酬	32,830	未収運用委託報酬	5,199													
その他営業収益	433,120	その他未収収益	153,072																											
事務委託費	353,109	未払費用	78,157																											
UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ワシントン	10万米ドル	資産運用業	なし	承継業務	その他営業収益								772,377	その他未収収益	201,288														
						UBS O'Connor LLC								米国・コロラド	1百万米ドル	資産運用業	なし	資産運用業務 及び承継業務	その他営業収益	384,855	その他未収収益	102,441								
全	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	13百万 ユーロ	資産運用業	なし														資産運用業務	運用委託報酬	38,007	-	-							
						社								UBS / Gemdale Investment Management Limited	モリシャス共和国 ・ポムルイ	2万米ドル	資産運用業	なし		承継業務	その他営業収益	4,711	その他未収収益	3,878						
																					UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	150百万 香港ドル	資産運用業	なし	承継業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益	22,144		
							未払費用	32,153	未払費用	14,917																				
UBS Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ・フランクフルト・ アム・マイン	78百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用委託報酬	3,878	未収運用委託報酬	3,878																					

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。

人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

	第18期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	第19期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
1株当たり純資産額	196,540円68銭	197,866円70銭
1株当たり当期純利益	68,486円06銭	70,526円02銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第18期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	第19期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
当期純利益（千円）	1,479,299	1,523,362
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,479,299	1,523,362
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

1. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。  
また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## (1) 中間貸借対照表

期別		第20期 中間会計期間末 (平成26年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
( 資 産 の 部 )			
流動資産			
現金・預金			3,129,305
未収入金			56,464
未収委託者報酬			1,296,221
未収運用受託報酬			399,376
その他未収収益			1,105,676
繰延税金資産			202,200
その他			40,897
流動資産計			6,230,142
固定資産			
投資その他の資産			324,500
繰延税金資産		304,500	
ゴルフ会員権		20,000	
固定資産計			324,500
資産合計			6,554,642

期 別		第20期 中間会計期間末 (平成26年9月30日)	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額 (千円)
( 負 債 の 部 )			
流 動 負 債			
預 り 金			54,510
未 払 費 用			1,413,760
未 払 消 費 税			102,887
未 払 法 人 税 等			747,445
賞 与 引 当 金			417,409
そ の 他			1,377
流動負債計			2,737,390
固 定 負 債			
退 職 給 付 引 当 金			109,756
固定負債計			109,756
負 債 合 計			2,847,146
( 純 資 産 の 部 )			
株 主 資 本			
資 本 金			2,200,000
利 益 剰 余 金			1,507,495
利 益 準 備 金		550,000	
そ の 他 利 益 剰 余 金		957,495	
繰 越 利 益 剰 余 金		957,495	
純 資 産 合 計			3,707,495
負 債 ・ 純 資 産 合 計			6,554,642

## (2) 中間損益計算書

期別	注記 番号	第20期 中間会計期間 〔自平成26年4月1日 至平成26年9月30日〕	
		内訳	金額 (千円)
営業収益			
委託者報酬			4,544,322
運用受託報酬			678,246
その他営業収益			1,340,308
営業収益計			6,562,878
営業費用			
支払手数料			2,252,567
広告宣伝費			38,163
調査費			36,729
営業雑経費			125,003
通信費		4,394	
印刷費		57,677	
協会費		7,832	
その他		55,099	
営業費用計			2,452,463
一般管理費			
給料			1,267,683
役員報酬		147,191	
給料・手当		847,630	
賞与		272,860	
交際費			12,062
旅費交通費			42,244
租税公課			19,458
不動産賃借料			122,113
退職給付費用			79,430
事務委託費			900,194
諸経費			36,445
一般管理費計			2,479,632
営業利益			1,630,782
営業外収益			
受取利息		207	
雑収入		144	
営業外収益計			351
営業外費用			
為替差損		18,205	
雑損		32	
営業外費用計			18,237
経常利益			1,612,896
税引前中間純利益			1,612,896
法人税、住民税及び事業税			732,942
法人税等調整額			62,690
中間純利益			942,643

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第20期 中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	2,200,000	550,000	1,537,651	4,287,651	4,287,651
当中間期変動額					
剰余金の配当			△ 1,522,800	△ 1,522,800	△ 1,522,800
中間純利益			942,643	942,643	942,643
当中間期変動額合計	-	-	△ 580,157	△ 580,157	△ 580,157
当中間期末残高	2,200,000	550,000	957,495	3,707,495	3,707,495

## 注 記 事 項

## （重要な会計方針）

## 1. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

## 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額費用処理しております。

## 2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

また、仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ表示しております。

## （会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を支給倍率基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の平均支払見込期間等に基づく割引率から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の退職給付引当金が21,321千円減少し、利益剰余金が13,731千円増加しております。また、当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ600千円増加しております。

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第20期 中間会計期間 自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項  
配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第19期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,522,800	70,500	平成26年3月31日	第19期定時 株主総会の翌日

(金融商品関係)

第20期 中間会計期間  
自 平成26年 4月 1日  
至 平成26年 9月30日

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,129,305	3,129,305	-
未収入金	56,464	56,464	-
未収委託者報酬	1,296,221	1,296,221	-
未収運用受託報酬	399,376	399,376	-
その他未収収益	1,105,676	1,105,676	-
資産計	5,987,044	5,987,044	-
預り金	54,510	54,510	-
未払費用	1,413,760	1,413,760	-
未払消費税	102,887	102,887	-
未払法人税等	747,445	747,445	-
負債計	2,318,603	2,318,603	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

## （セグメント情報）

第20期 中間会計期間 自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日				
1. セグメント情報 当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
2. 関連情報				
(1) 製品及びサービスごとの情報				
当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。				
(2) 地域に関する情報				
売上高				
	日本	米国	その他	合計
	523,046千円	955,100千円	540,409千円	2,018,555千円
(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。				
なお、委託者報酬 4,544,322千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。				
(3) 主要な顧客に関する情報				
	相手先	売上高	関連するセグメント名	
	UBSグループ(*1)	1,426,252千円	投資運用	
(注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。				
(*1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しています。				

## （1株当たり情報）

第20期 中間会計期間 自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日	
1株当たり純資産額	171,643円30銭
1株当たり中間純利益金額	43,640円90銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	942,643千円
普通株式に係る中間純利益	942,643千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600株

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の見積りの条件と異なる条件であって見積りの公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)

と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成26年7月1日現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円 (平成26年12月末現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
UBS証券株式会社	46,450百万円 (平成26年9月末現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成26年6月末現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMBCFriend証券株式会社	27,270百万円 (平成26年3月末現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成26年9月末現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) マザーファンド<sup>(注)</sup>の投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成26年12月末現在)	事業の内容
ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド	125百万英ポンド	内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

(注) マザーファンドとは、「UBS BRIC マザーファンド」をいいます。以下同じです。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。  
なお、受託会社は信託業務の一部を日本マスタートラスト信託銀行株式会社に再信託します。

### (2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

UBS証券株式会社は、「グローバル・アンブレラ UBSマネー」の、運用に必要な最低限の資金のために、委託会社の関係会社により買付を行う場合の募集等の取扱いのみを行います。一般投資家向けの募集等の取扱いは行いません。

株式会社SBI証券、SMB Cフレンド証券株式会社および楽天証券株式会社は、「グローバル・アンブレラ UBSマネー」の募集等の取扱いは行いません。

### (3) マザーファンドの投資顧問会社

委託者から運用指図に関する権限の委託を受け、UBS B R I Cマザーファンドの投資顧問会社として、信託財産の運用指図を行います。

## 3【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### (3) マザーファンドの投資顧問会社

該当事項はありません。

### <再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成26年6月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

### 第3【その他】

1. 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地およびロゴ・マークを表示し、ファンドの愛称、キャッチ・コピーおよび図案を採用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
2. 目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載する場合があります。
3. 目論見書に信託約款の全文を記載することがあります。
4. 以下の趣旨の文章または文言の全部または一部を目論見書に記載することがあります。
  - ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  - ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
  - ・登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。
  - ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(販売会社は販売の窓口となります。)
  - ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様がおいいます。
5. 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
6. 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
7. 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
8. 目論見書の表紙または表紙裏に以下の内容を記載することがあります。
  - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
  - ・目論見書の使用開始日
  - ・ファンドの信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月26日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野佐和子 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年1月16日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中新日本有限責任監査法人  
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・アンブレラ UBS BRICの平成25年12月6日から平成26年12月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・アンブレラ UBS BRICの平成26年12月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年1月16日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・アンブレラ UBS コモディティの平成25年12月6日から平成26年12月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・アンブレラ UBS コモディティの平成26年12月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成27年1月16日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・アンブレラ UBSフード（豪ドル連動型）の平成25年12月6日から平成26年12月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・アンブレラ UBSフード（豪ドル連動型）の平成26年12月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成27年1月16日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・アンブレラ UBS原油（WTI先物指数連動型）の平成25年12月6日から平成26年12月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・アンブレラ UBS原油（WTI先物指数連動型）の平成26年12月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成27年1月16日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・アンブレラ UBSマネーの平成25年12月6日から平成26年12月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・アンブレラ UBSマネーの平成26年12月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月12日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野佐和子 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。